

文化芸術の振興に関する施策の概観

令和6年7月 文化戦略研究会（第2回）



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課 田井
文化庁参事官（文化拠点担当）付 三木

※ 資料中、見解に及ぶ部分には私見を含む。

（１）文化の振興に関する施策の全体像

【総論】

主な関連法令

関連法令(主要なもののごく一部)

○日本国憲法

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

○文化芸術基本法、障害者文化芸術推進法

→文化に関する政策の理念や目的を定める「基本法」として制定されたもの。

○文字・活字文化振興法、音楽文化振興法、古典の日に関する法律 …etc

→固有の分野の文化の振興を図るためにそれぞれ制定されているもの。

○博物館法、美術品損害補償法、美術品公開促進法、劇場・音楽堂等活性化法 …etc

→文化施設を活用した文化の振興のために制定されているもの。このほか、各独法設置法も。

○ユネスコ活動に関する法律、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

→文化を通じた国際交流の積極化を図るために制定されているもの。

○文化財保護法、文化観光推進法、景観法、歴史まちづくり法 …etc

→文化財（非常に広義）の保存と活用を中核として、地域文化形成にも資するもの。

○アイヌ施策推進法、沖縄振興特別措置法 …etc

→我が国の地域などに根差した文化の振興を図るために制定されているもの。

文化庁予算の概要（令和6年度）



	前年度予算額	令和6年度予算額	比較増減額	比較増減率
文化庁予算	1,061億円	1,062億円	1億円	0.1%

※デジタル庁一括計上分含む。

※国際観光旅客税財源充当事業:81億円(40億円)(別途計上)

※令和5年度第1次補正予算として302億円を計上。()内は令和5年度予算額
【 】内は令和5年度補正予算額

継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化

445億円(447億円)
【201億円】

文化財修理・整備・活用、防災対策等

256億円(257億円)【196億円】

- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 113億円(113億円)【56億円】
- ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 51億円(53億円)【36億円】
- ・重要文化財等防災施設整備事業 23億円(20億円)【104億円】
- ・文化財保存技術の伝承等 5億円(5億円)

多様な文化遺産の公開活用の促進等

188億円(191億円)【5億円】

- ・無形文化財の伝承・公開 7億円(7億円)
- ・史跡等の買上げ 100億円(100億円)
- ・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業 4億円(4億円)【5億円】
- ・日本遺産活性化推進事業 7億円(7億円)
- ・国立アイヌ民族博物館の運営等 16億円(16億円)

グローバル展開やデジタル化などによる文化芸術活動の充実

219億円(215億円)
【76億円】

文化芸術のグローバル展開等による創造的循環の創出

16億円(16億円)【1億円】

舞台芸術等総合支援事業

94億円(94億円)【5億円】

障害者等による文化芸術活動推進事業

4億円(4億円)

現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

27億円(新規)【10億円】

日本映画の創造・振興プラン

12億円(11億円)

メディア芸術の創造・発信プラン

9億円(7億円)

地域文化共創基盤の構築

11億円(11億円)

文化芸術による創造性豊かな子供の育成

85億円(84億円)【11億円】

- ・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(※) 55億円(55億円)
 - ・劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業(※) 10億円(新規)【10億円】
 - ・文化庁動改革～部活動の地域連携や地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備～ 5億円(4億円)【1億円】
 - ・伝統文化親子教室事業 15億円(15億円)
- ※ 他事業への計上分含む

文化振興を支える拠点等の整備・充実

359億円(355億円)
【20億円】

国立文化施設の機能強化等

323億円(324億円)【20億円】

- ・運営費交付金 322億円(320億円)
- ・施設整備費 1億円(4億円)【20億円】

文化拠点機能強化・文化観光推進プラン

18億円(19億円)

博物館機能強化の推進

4億円(4億円)

国語施策の充実

2億円(1億円)

DX時代の著作権施策の推進

3億円(2億円)

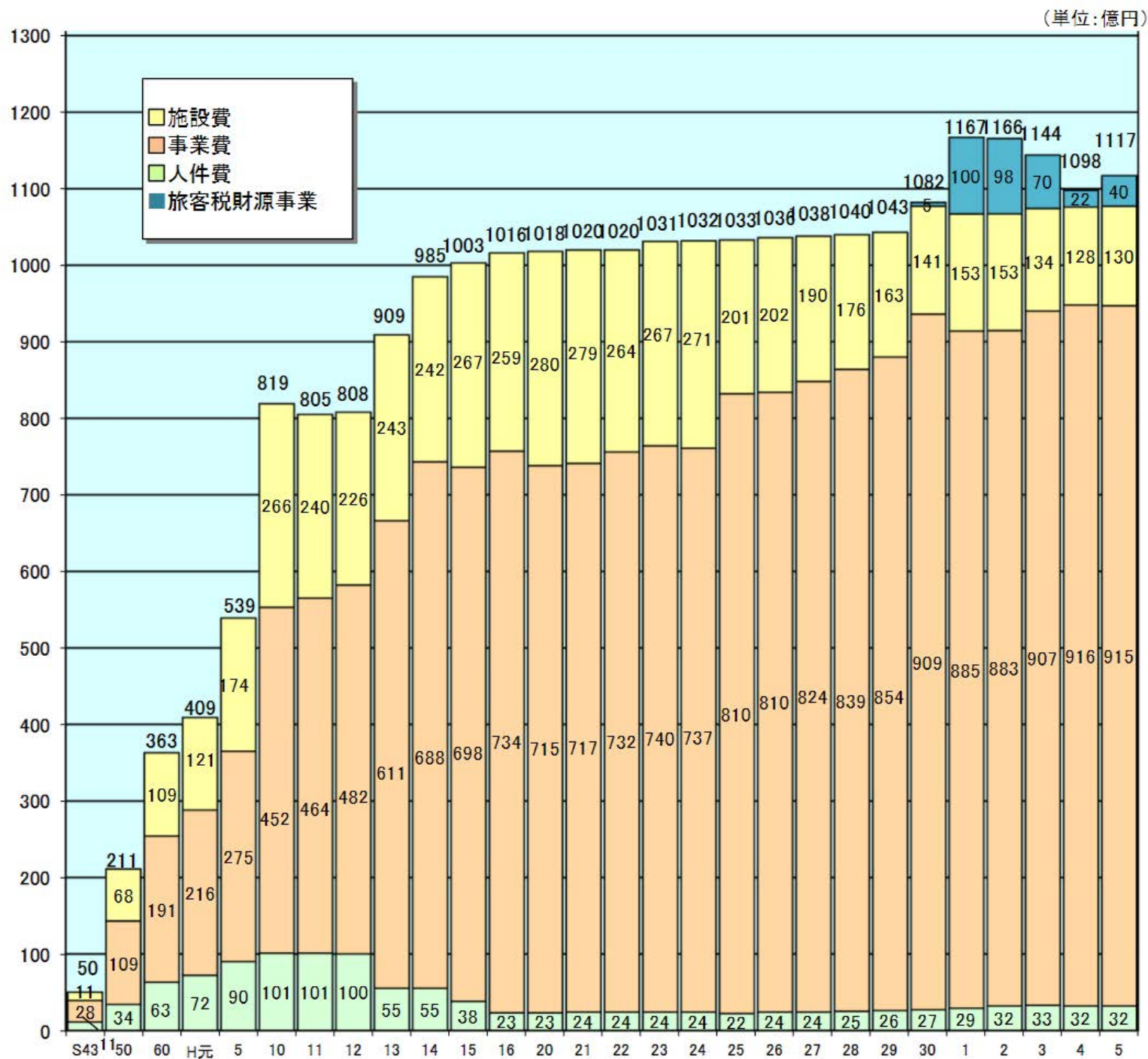
宗務行政の推進

3億円(0.3億円)

(参考1) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計において、被災ミュージアム再興事業2億円を計上。

(参考2) (組織) 文部科学省において、「外国人に対する日本語教育の推進」16億円を計上。【1億円：文化庁計上】

文化庁予算の推移



文化関連予算の国際比較①

①文化支出額に係る最新状況の調査： 各国政府の文化支出の概要

※2020年の値で比較

国	組織	政府の文化支出額		政府予算		政府予算に 占める文化 支出額の比率	国の人口		国民1人 あたりの 文化支出額	
日本	文化庁	1,166	億円	1,026,580	億円	0.11%	12,648	万人	922	円
イギリス	デジタル・文化 ・メディア・スポーツ省	13.68	億£	9,277	億£	0.15%	6,789	万人	20.1	£
		1,907	億円	1,293,678	億円				2,810	円
アメリカ	連邦政府の関わる 文化関連機関	17.42	億\$	47,897	億\$	0.04%	33,100	万人	5.3	\$
		1,803	億円	4,957,866	億円				545	円
ドイツ	文化メディア国务大臣	18.20	億€	508,500	億€	0.36%	8,378	万人	21.7	€
		2,299	億円	642,286	億円				2,744	円
フランス	文化省	36.58	億€	3,992	億€	0.92%	6,527	万人	56.0	€
		4,620	億円	504,230	億円				7,079	円
韓国	文化体育観光部／ 文化財庁	3,665	十億₩	296,000	十億₩	1.24%	5,127	万人	71,484	₩
		3,438	億円	277,648	億円				6,705	円

※日本に関しては文化庁予算と観光庁に一括計上されている国際観光旅客税財源を充当する事業予算を合算。

イギリス、韓国に関しては当該組織のうち、文化支出と考えられる費目を選択して合算。アメリカは、全米芸術基金（NEA）、スミソニアン機構、博物館・図書館サービス機構（IMLS）、ナショナルギャラリー、ケネディー・センター、国立公園局（総予算の該当部のみ）の6組織の予算を合算。

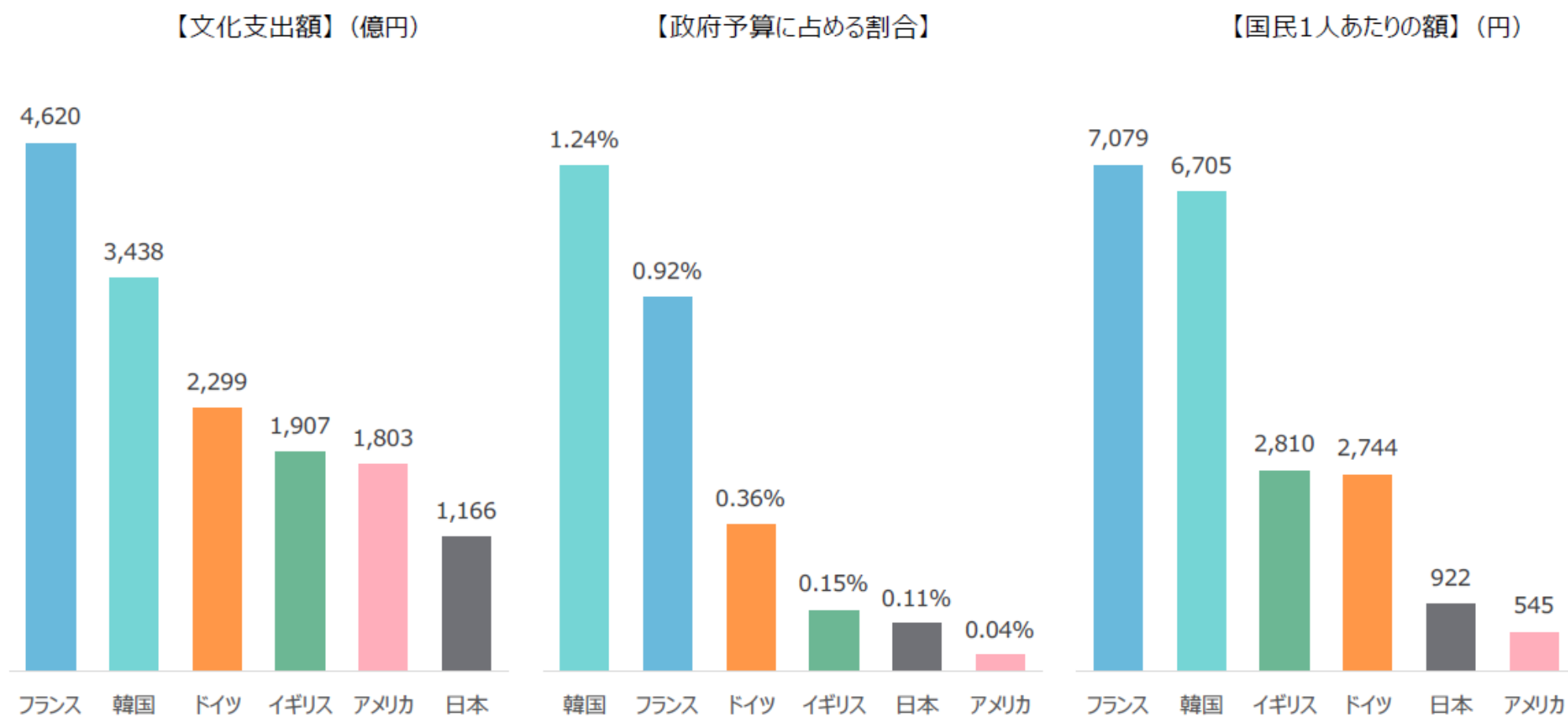
文化関連予算の国際比較②



①文化支出額に係る最新状況の調査：各国政府の文化支出の比較

➡日本は対象6ヶ国の中で文化支出額が最も少なく、
政府予算に占める割合、国民1人あたりの額もアメリカに次いで低い。

※2020年の値で比較

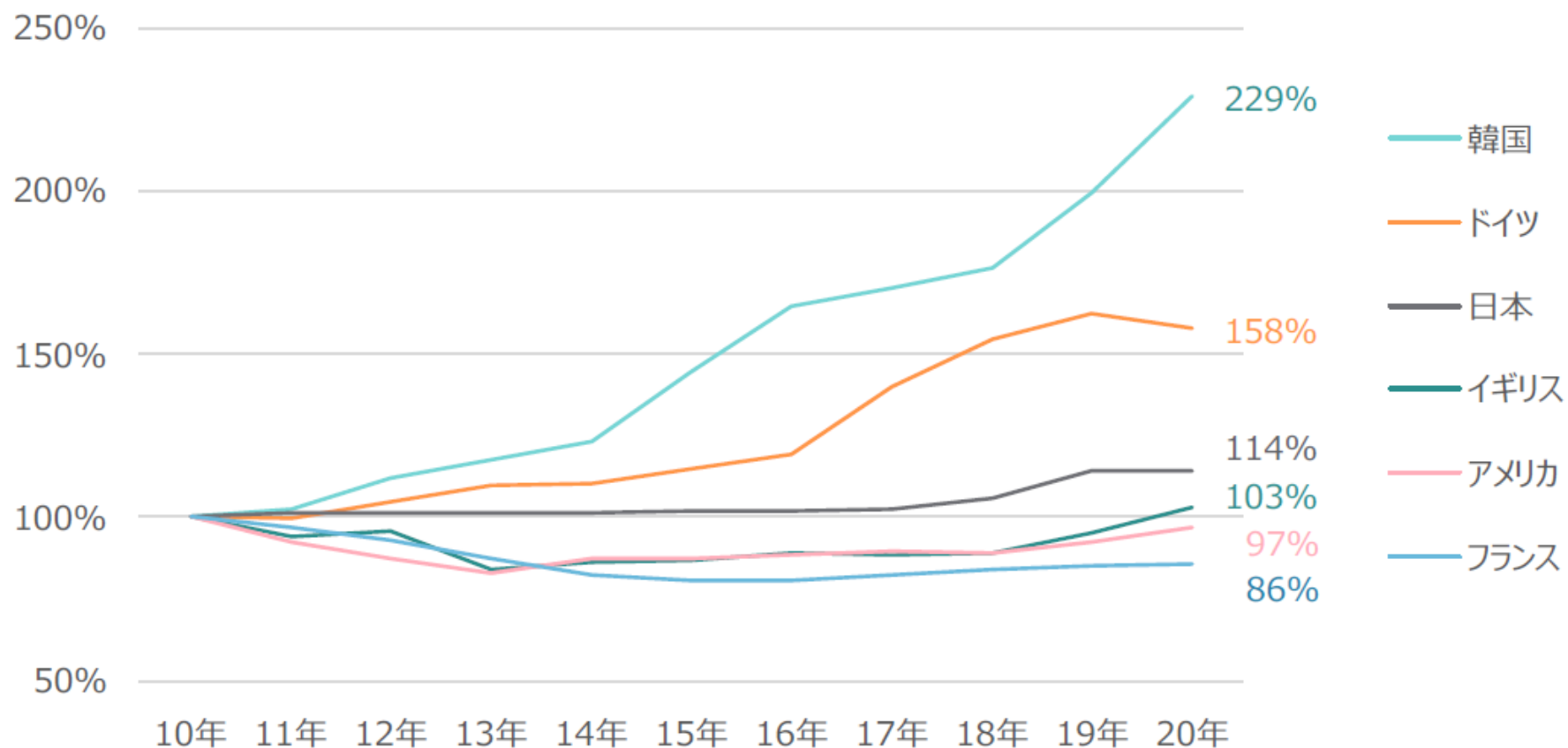


文化関連予算の国際比較③

②10年間の時系列比較：各国政府の文化支出額の推移

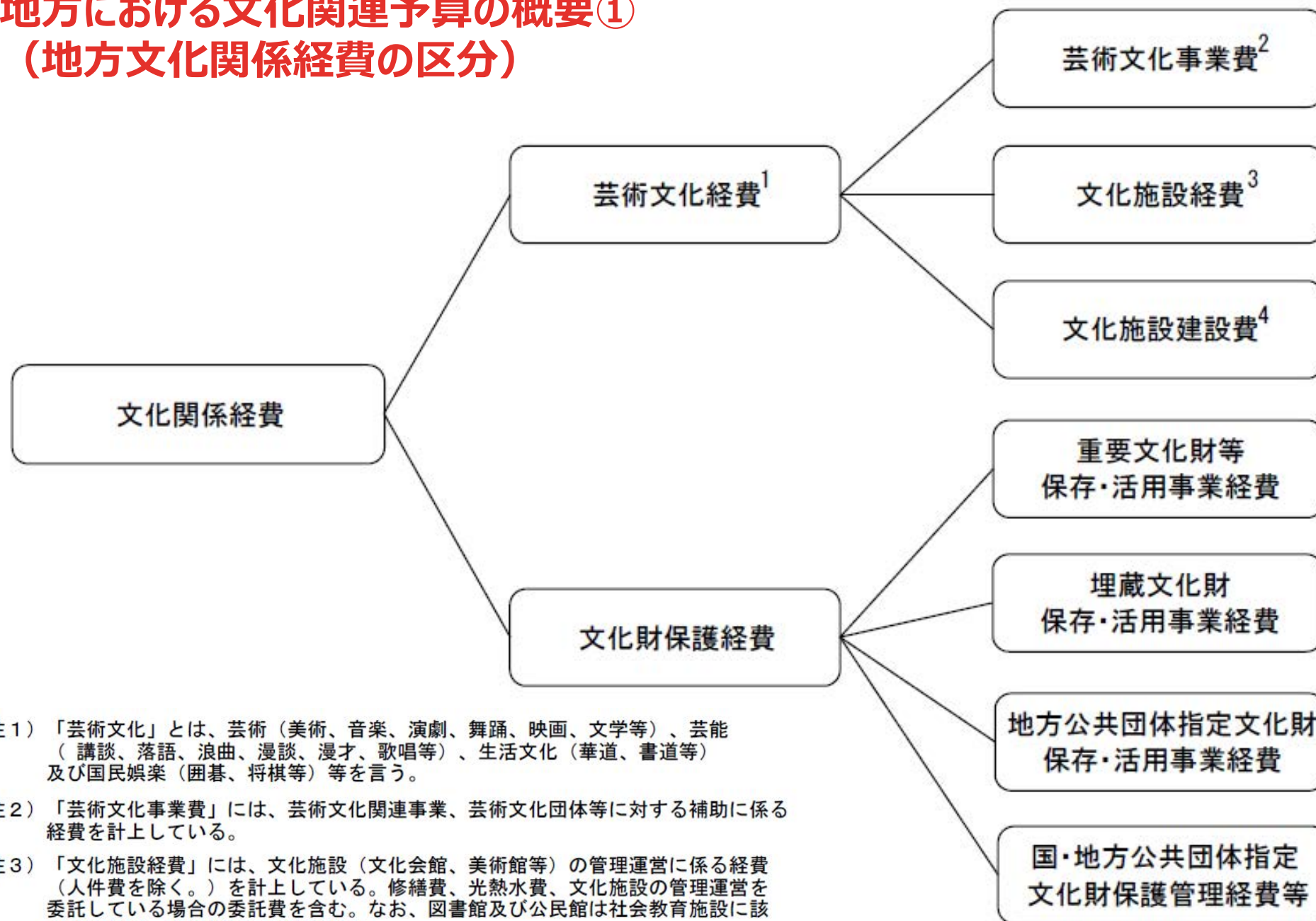
➡過去10年間で韓国やドイツは大幅に増加した。イギリスは微増、アメリカとフランスは減少した。

【文化支出額の推移】 ※2010年を100%として比較



※アメリカに関しては全米芸術基金（NEA）のみの予算としている。

地方における文化関連予算の概要① (地方文化関係経費の区分)



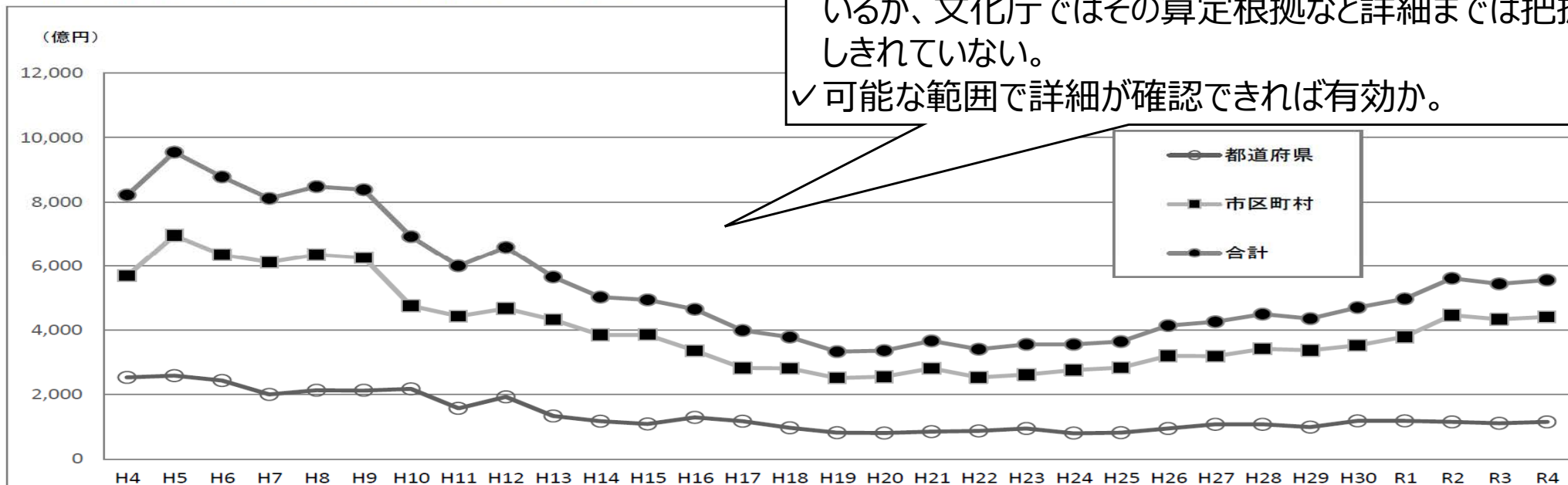
注１）「芸術文化」とは、芸術（美術、音楽、演劇、舞踊、映画、文学等）、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）、生活文化（華道、書道等）及び国民娯楽（囲碁、将棋等）等を言う。

注２）「芸術文化事業費」には、芸術文化関連事業、芸術文化団体等に対する補助に係る経費を計上している。

注３）「文化施設経費」には、文化施設（文化会館、美術館等）の管理運営に係る経費（人件費を除く。）を計上している。修繕費、光熱水費、文化施設の管理運営を委託している場合の委託費を含む。なお、図書館及び公民館は社会教育施設に該当するので、文化施設には含めない。

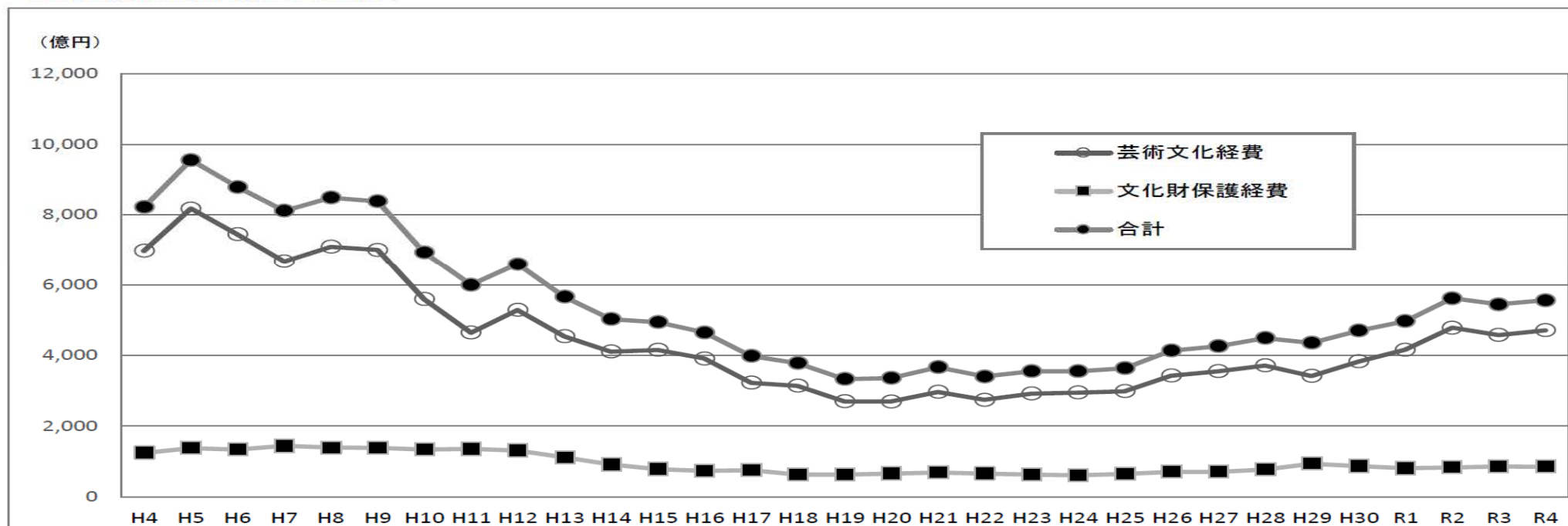
注４）「文化施設建設費」には、土地購入費、建設費等（準備費、調査費、設計料等を含む。）を計上している。

＜都道府県・市区町村別集計額の推移＞



✓ 地方文化行政にかかる経費には、地財 措置もされているが、文化庁ではその算定根拠など詳細までは把握しきれていない。
✓ 可能な範囲で詳細が確認できれば有効か。

＜経費別集計額の推移＞



文化庁関係の税制優遇措置の概要



国・地方公共団体への寄附		特定公益増進法人※への寄附 ※独立行政法人、地方独立行政法人、公益財団・社団法人、認定NPO法人等	指定寄付金 ※重文の修理など個別に財務大臣の指定を受けたもの
所得税	【所得控除】 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額	【所得控除】＜原則＞ 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額 【税額控除】 公益財団・社団のうち一定要件（PST）要件を満たす法人、認定NPO法人への寄附は 税額控除を選択可 〔寄附金額※1－2千円〕×40%※2 ※1 総所得金額の40%を限度 ※2 所得税額の25%を限度	【所得控除】 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度
法人税	寄附金の 全額 を損金算入可 ※現物寄附の場合は時価相当額	以下の いずれか少ない金額 を損金算入可 ①寄附金の合計額 ②〔所得金額×6.25%＋資本等の金額×0.375%〕×1/2 ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可	寄附金の 全額 を損金算入可
みなし譲渡所得課税 （所得税）	非課税	一定の要件※を満たすもの として、国税庁長官の承認を受けたものについては、 非課税 。 ※①寄附が公益の増進に著しく寄与すること、②寄附財産が、寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること、③寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること	
相続税（相続財産の寄附）	非課税	非課税	

文化庁関係の税制優遇措置の概要②

	対象	効果
相続財産の寄附（相続税）	国・地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人等への寄附	非課税
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋・敷地	財産評価額の70/100を控除
	・登録有形文化財、伝統的建造物（大臣告示）である家屋・敷地	財産評価額の30/100を控除
	・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開された 特定美術品※ （重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）） ※令和3年度税制改正で、制作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加。	保存活用計画及び寄託契約期間中は 相続税を納税猶予 （寄託相続人死亡等により免除）
登録美術品の相続	相続税を金銭で納付することが困難な場合、 登録美術品※の物納（優先順位が第一位） が可能。 ※令和2年度税制改正で、対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうちから一定のものを追加。	

文化施設等に関する税制優遇の概要

施設の種類	税目	効果
重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）	不動産取得税・固定資産税・都市計画税	軽減（1/2減額） （公益社団・財団法人が所有するものに限り） ※令和6年度末までの特例措置（延長実績あり）
バリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等	固定資産税・都市計画税	軽減（1/3減額） ※令和7年度末までの特例措置（延長実績あり）
博物館	不動産取得税、固定資産税、都市計画税	非課税 （公益社団・財団法人、宗教法人に限る）
	法人住民税	非課税 （収益事業を行わない法人に限る）
	事業所税	非課税

主な行政計画・関連機関／会議



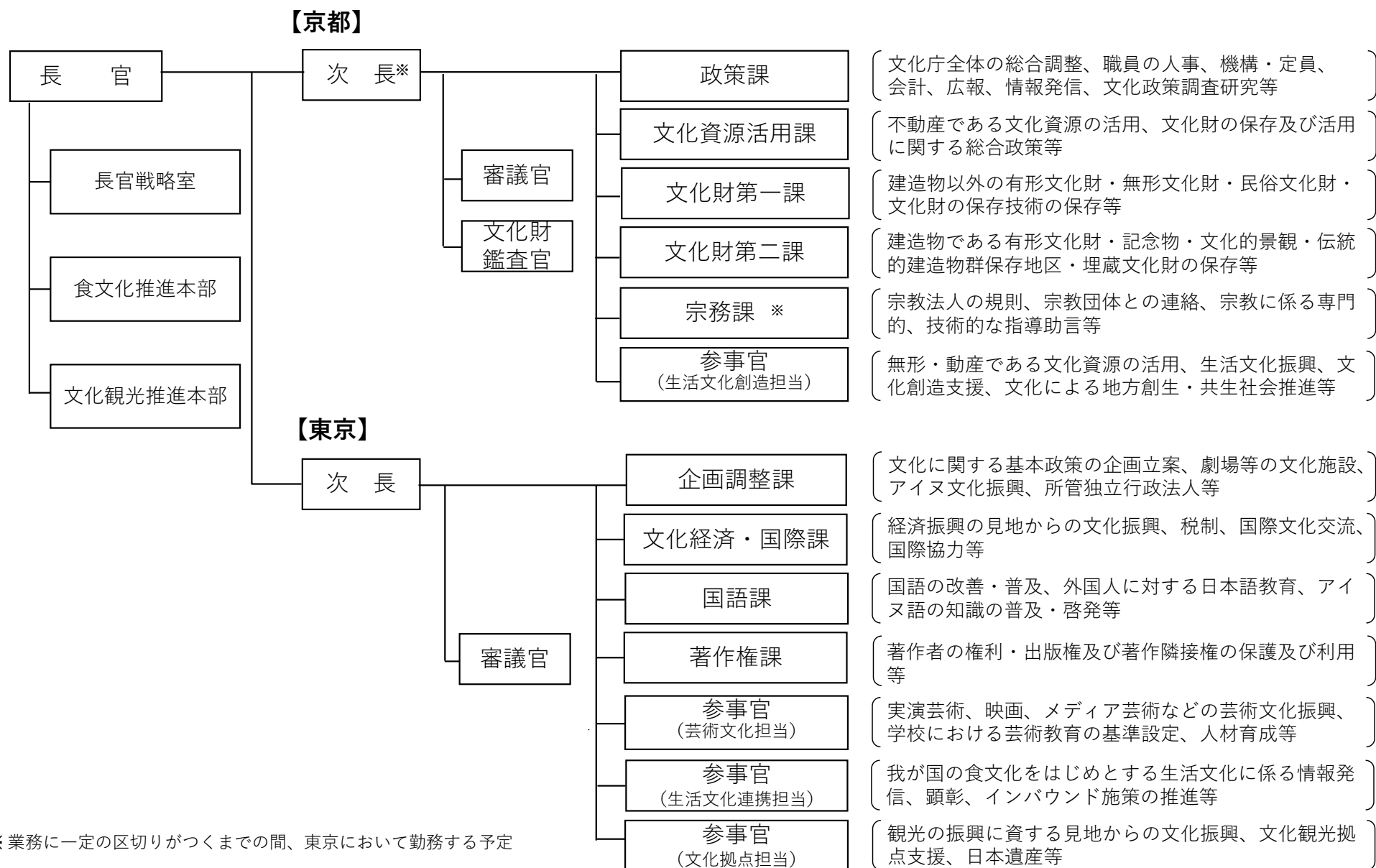
行政計画

- 文化芸術推進基本計画
- クールジャパン戦略
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 …ほか

関連機関／会議

- 文化審議会
 - －文化政策部会
 - －文化経済部会
 - －世界文化遺産部会
 - －無形文化遺産部会
 - －文化施設部会
 - －美術品補償制度部会
 - －文化財分科会（１～４までの調査会）
 - －国語分科会（国語問題小委員会）
 - －著作権分科会（法制度や使用料などの小委員会）
- 各種有識者会議
 - －芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議
 - －文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議
 - －建築文化に関する検討会議 …ほか

文化庁組織図



（２）文化の振興に関する施策の内容

【各論】

※議論に資するため、３点を紹介

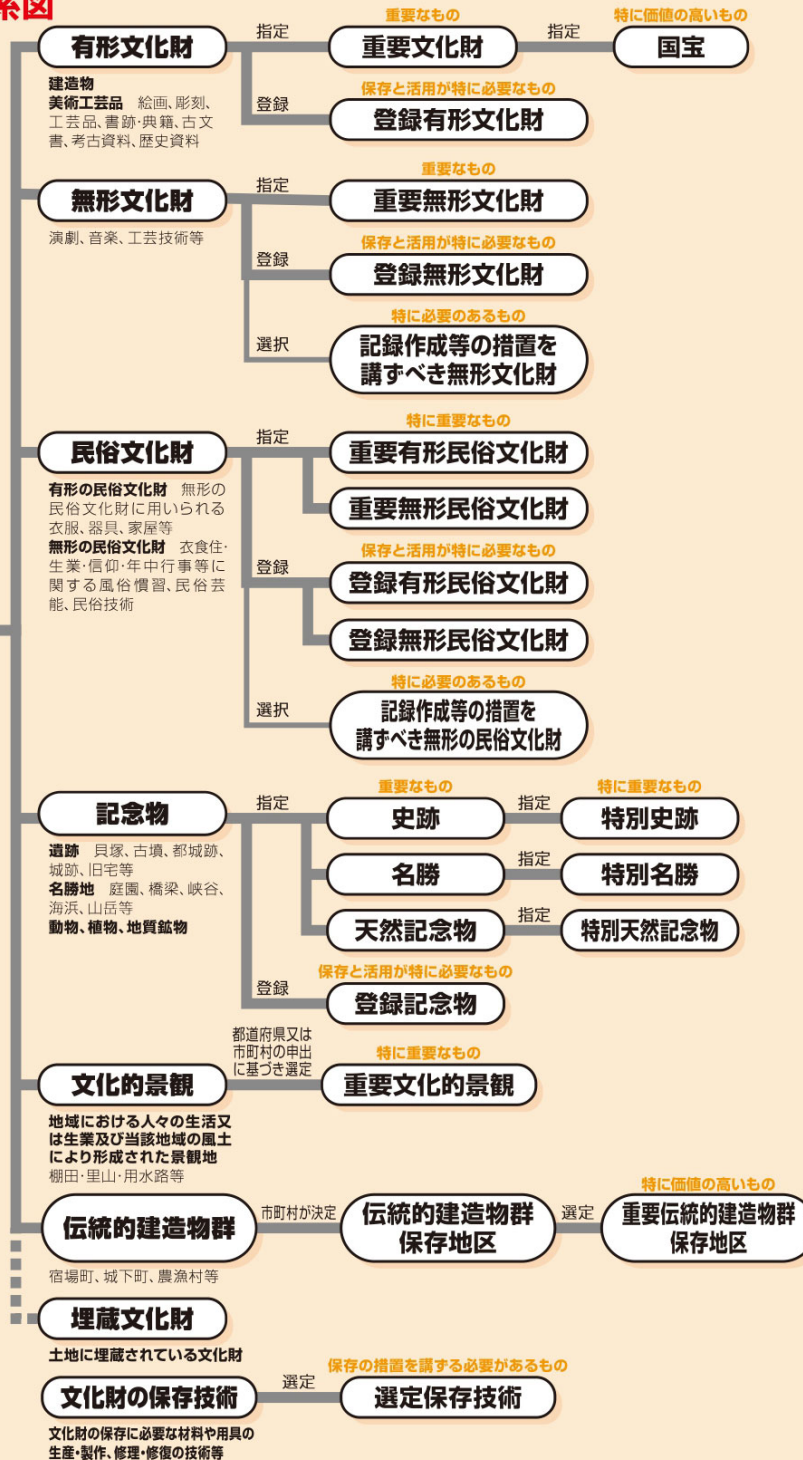
（それ以外の施策の主な内容は、参考資料に掲載）

文化財の保存と継承

文化財の種類・体系

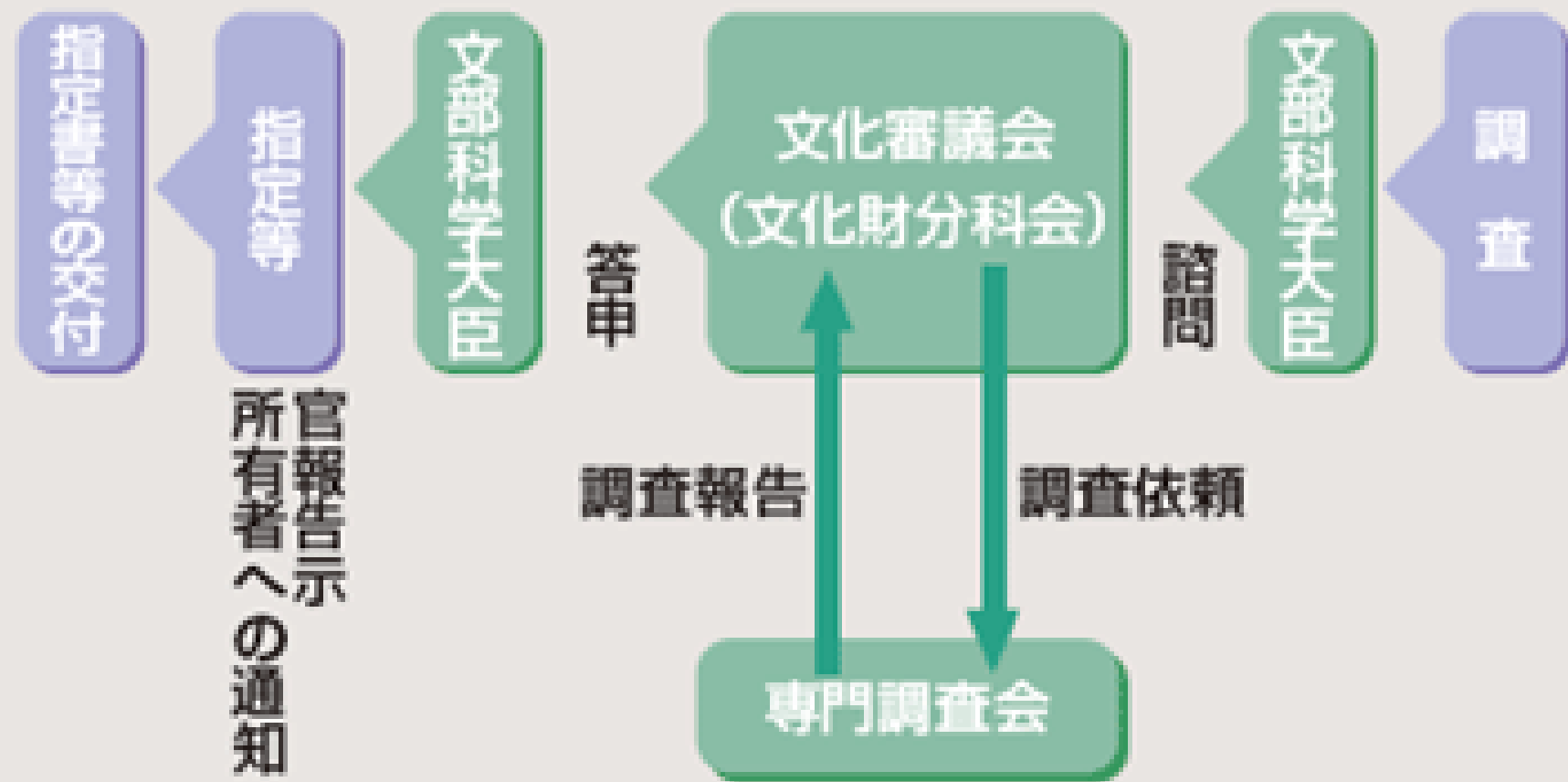
文化財の体系図

文化財

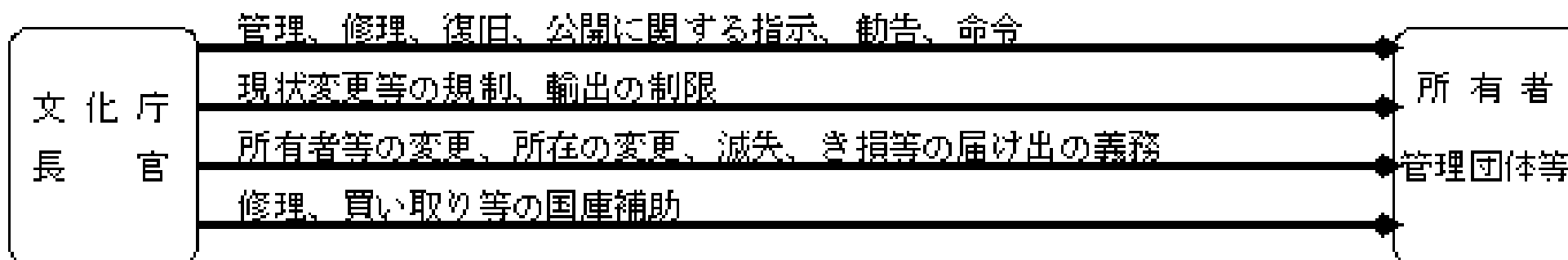


※文化財保護法による制度
(自治体においても条例に基づき文化財の
指定等がなされている)

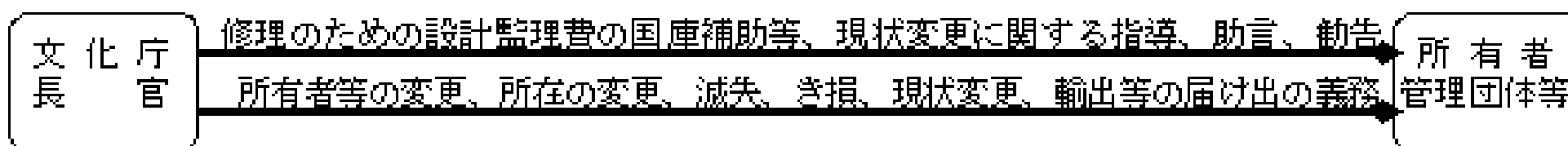
文化財の指定・選定・登録を受けるまで



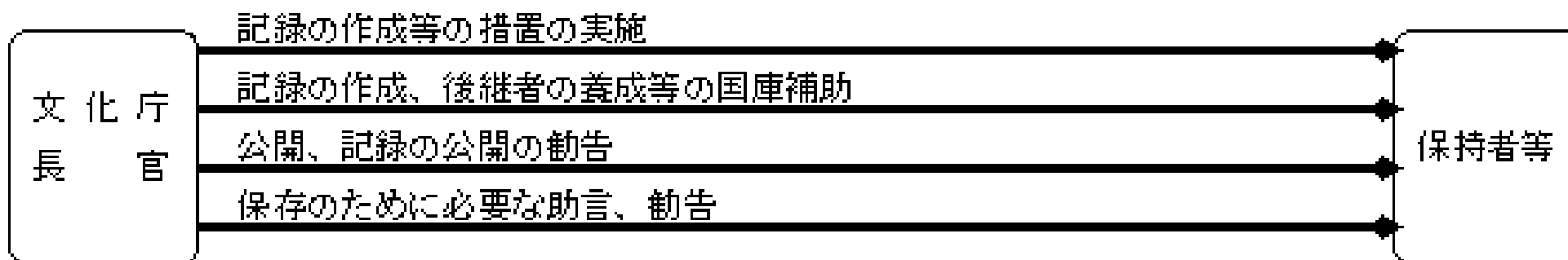
1 重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物



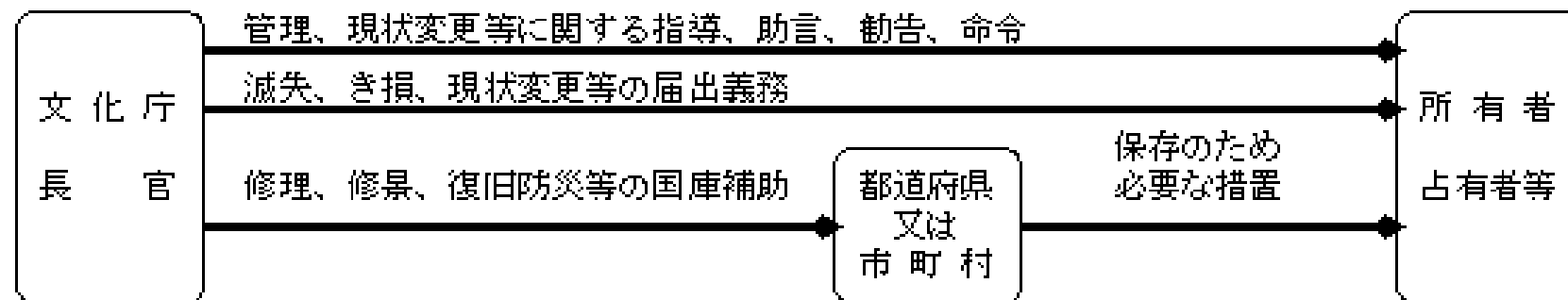
2 登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物



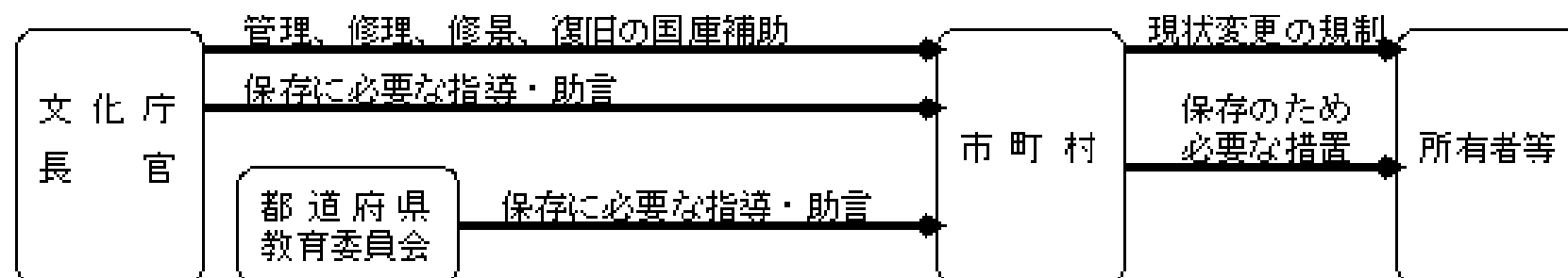
3 重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術



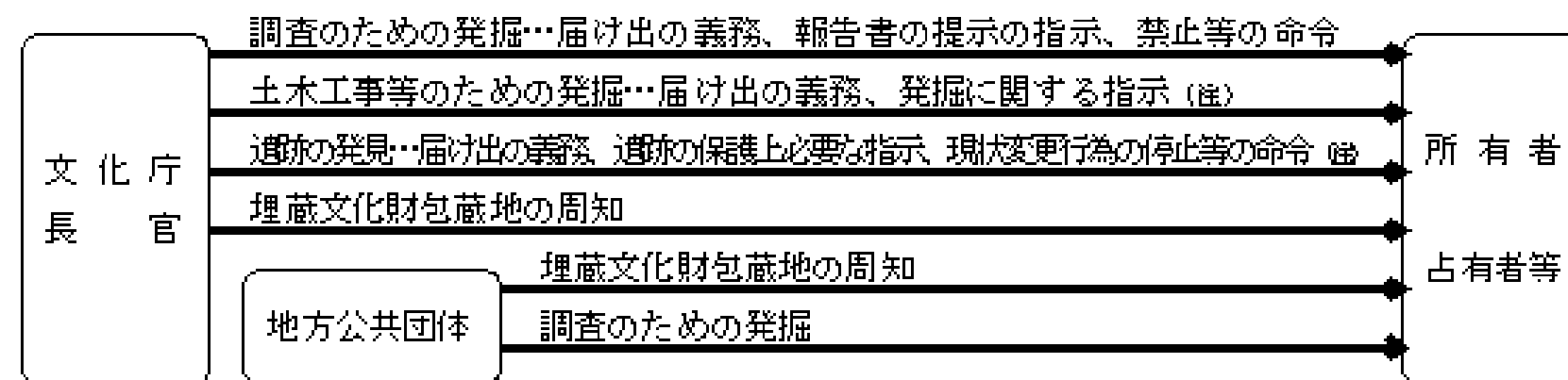
4 重要文化的景観



5 重要伝統的建造物群保存地区

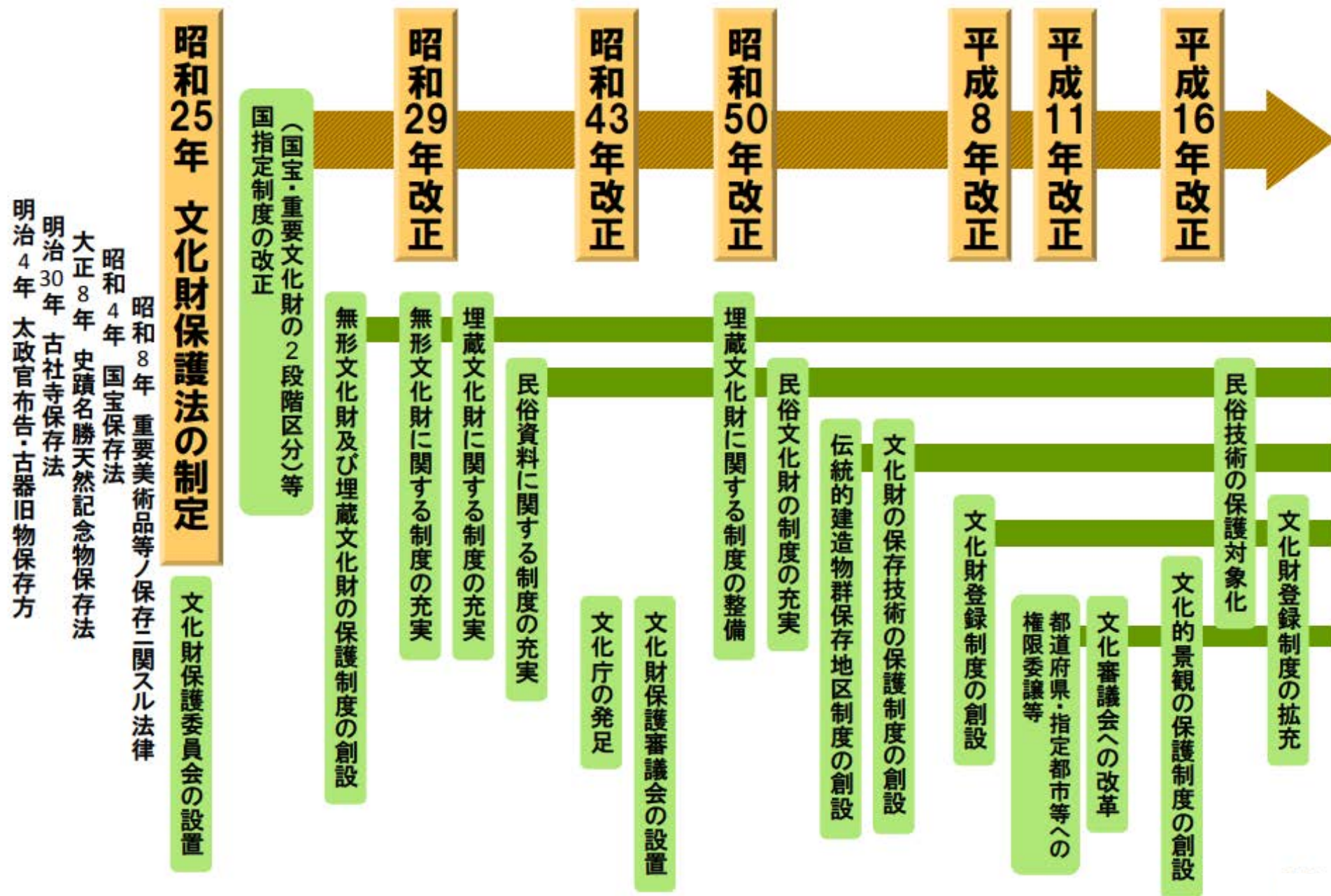


6 埋蔵文化財

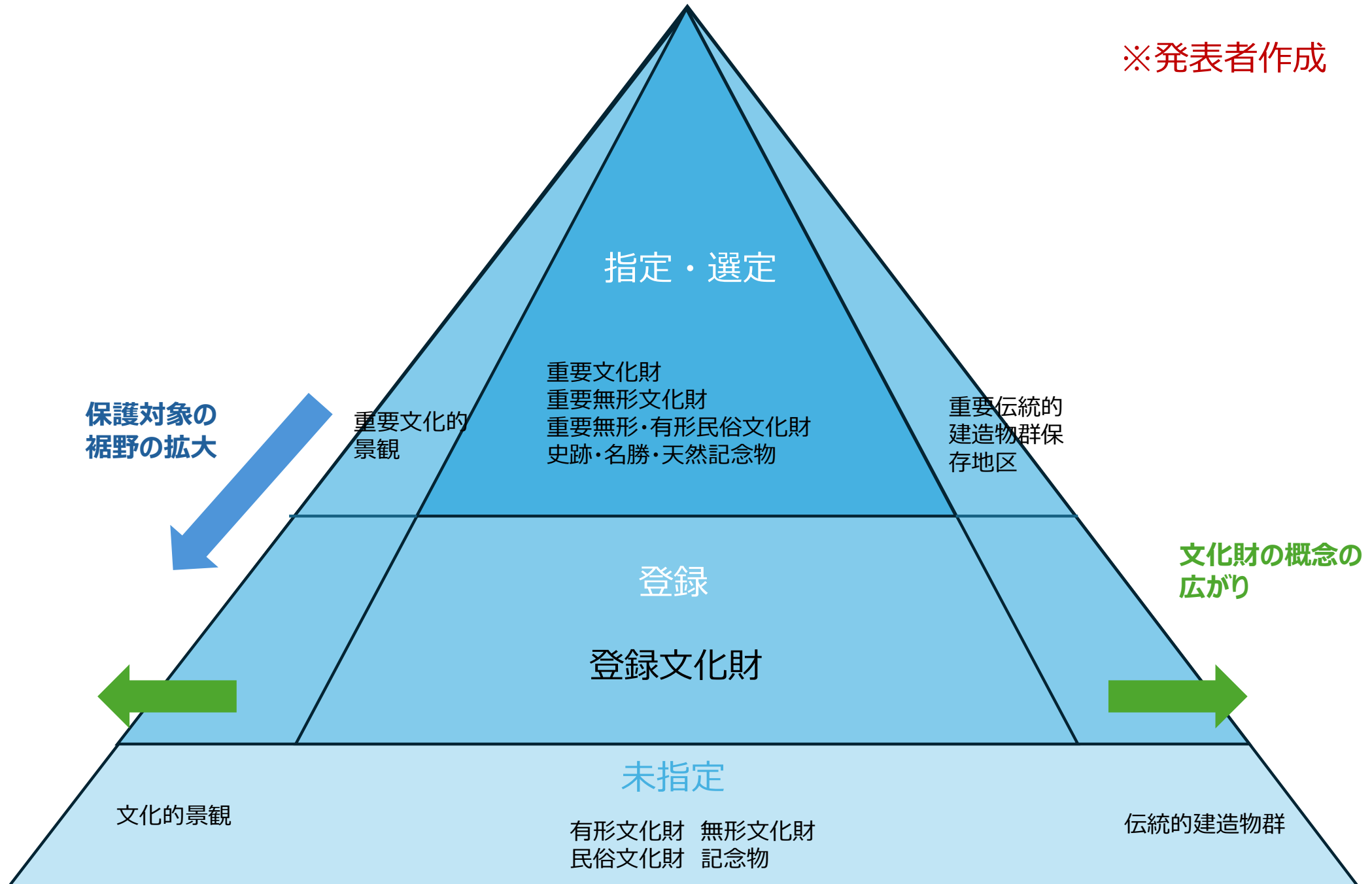


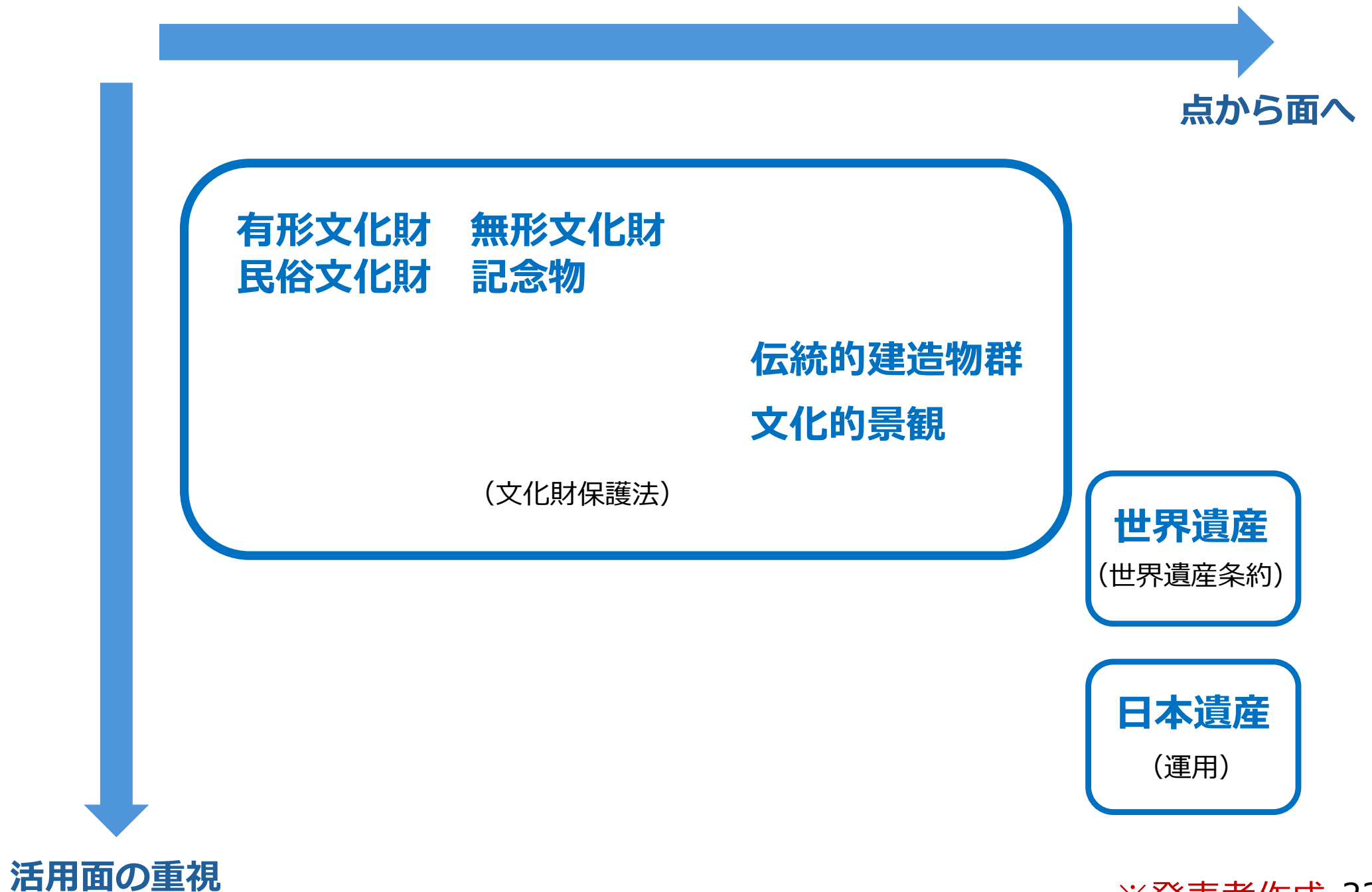
(注) 国の機関、地方公共団体等が土木工事等のための発掘を行う場合、または遺跡を発見した場合には、文化庁長官に対する通知・協議の制度による。

文化財保護制度の変遷



※発表者作成

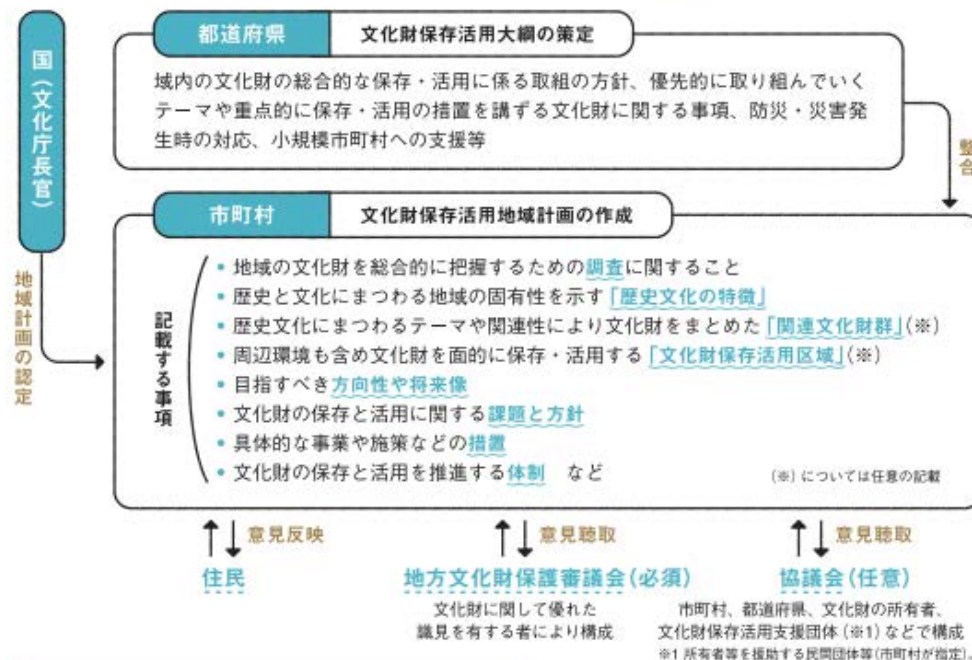
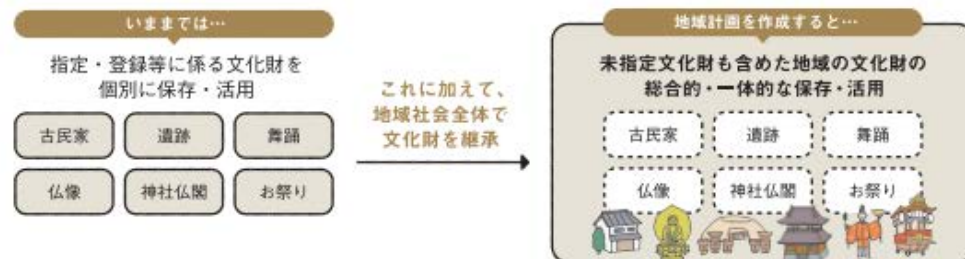




01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担います。地域の歴史や文化にまつわるコンテキストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができます。

この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- 文化財保護におけるビジョンの共有
- 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
- 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
- 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化

- 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
 - 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート（2020年10月）より

139市町村が認定
(令和5年12月現在)

※発表者作成

保存と活用のバランス

例：建造物の活用、美術品の公開、オーバーツーリズム

社会経済との共存

例：遺跡保全問題

オーセンティシティ（真正性の問題）

例：城の復元、祭りの存続

担い手不足

例：文化財を保存するための技術・道具

持続可能な保護

例：未指定や個人所有の文化財の維持経費

文化財の匠プロジェクト <全体像>

令和3年12月24日 文部科学大臣決定(令和4年12月16日改正)



文化財修理等に当たる人材、用具・原材料の確保・支援、適切な周期での修理のための **5か年計画（令和4～8年度）**

持続可能な保存体制の構築

原材料・用具の生産、製造



和紙の原料コウゾ



絵画・書跡の修理用具・材料

安定生産のため支援分野を拡充

5分野 (R3) → 25分野 (R8)

関係省庁と連携した取組みの推進

安定的な生産のための制度的検討



表具用手漉和紙(美濃紙)製作



鋳(かざり)金具製作



能装束製作



漆刷毛製作

選定保存技術の保持者・保存団体の拡大

58人・34団体 (R3) → 80人・47団体 (R8)

後継者自立支援のための研修経費を拡充

(プラス100万円を支給)



京都国立博物館修理所



修理工房

文化財修理センター(仮称)の設置検討
調査研究 (R4) → 調査研究を踏まえた検討 (R8)



装填修理技術



檜皮葺の技術

修理調査員の配置

30人(非常勤) (R4)

文化財の修理・保存、活用

修理周期の適正化と事業規模の確保

年間修理事業件数 (予算ベース)	令和3年度	令和8年度
建造物(木造)	137件	161件
美術工芸品	200件	280件
史跡等	308件	495件

現在の修理周期

建造物(木造): 維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品: 概ね10年～20年遅れ
史跡等整備: 概ね10年～20年遅れ

適正な修理周期に基づく年間修理件数

建造物: 維持修理30年、根本修理150年
美術工芸品: 概ね50～100年(材質による)
史跡等整備: 概ね30年

防火・耐震対策の推進

国土強靱化計画等に沿った対策の推進

防火: 27件 (R3) → 147件 (R8)

耐震: 38件 (R3) → 169件 (R8)

※令和2年度からの計画に基づく累積着工数(文化財建造物)

多様な資金調達を促進する仕組みの検討



重要無形文化財(芸能)「能楽」



重要無形文化財(工芸技術)「輪島塗」

- 1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方 -

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、（1）修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と（2）計画的な保存・継承の取組を推進するため、5か年計画（令和4年度～令和8年度）を策定。

- 4. 重点的な取組内容 -

（1）文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の生産支援の拡大
：5分野（R3）→25分野（R8）
- 文化財修理に不可欠な原材料のリスト化・公表、生産支援を通じ安定供給につなげる
- 国指定文化財建造物の修理機会における需要創出（伝統的な和紙や畳の活用等）
- 関係省庁との連携
：地域特産作物としての原材料の生産体制の強化、国有林野事業と連携した資材の確保・育成（農林水産省）、「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保（総務省）等

（2）文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- 後継者養成を課題とする保存技術について選定保存技術保持者・保存団体の拡大
- 保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに団体認定を推進
：58人34団体（R3）→80人47団体（R8）
- 後継者が一人前になるまでの研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置
：110万円（R3）→210万円（R4～）
- 選定保存技術に親しみを持ってもらえる通称を付与、文化財修理技術者や用具・原材料生産者を対象とする表彰制度を創設
- 「修理調査員」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化
- 国立の「文化財修理センター（仮称）」の設置に向けた検討を順次推進

（3）文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- 各文化財類型に応じ、必要な事業規模を漸次確保

年間修理事業件数 (予算ベース)	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物(木造)	137件	161件	建造物(木造)：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ
			適正な修理周期に基づく年間修理件数
			建造物：維持修理30年、根本修理150年
			美術工芸品：概ね50～100年（材質による）
			史跡等整備：概ね30年

- 防火・耐震対策の推進

：防火：27件（R3）→147件（R8）

耐震：38件（R3）→169件（R8）※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）

- 国指定文化財について分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を推進
- 必要な事業規模を確保した上で文化財修理等に係る多様な資金調達の活用

地域文化財総合活用推進事業

令和6年度予算額 1,432百万円
 (前年度予算額 1,572百万円)
 令和5年度補正予算額 499百万円



目的

■各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

事業概要

取組内容

◆地域文化遺産・地域計画等

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した人材育成や普及啓発等の特色ある取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援



(民俗芸能大会の開催)

◆地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業

伝統行事等の用具の修理、後継者養成、記録作成等の取組に対して支援することにより、地域活性化を推進

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成等の取組を支援



(行事の開催)

◆文化財保存活用地域計画作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

文化財保存活用地域計画を市区町村が作成するための現地指導等支援や、文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施。



(現地指導を実施)

◆世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティアガイド等の養成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイド育成研修の実施)

◆ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域で行われる、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に関するボランティアガイドの養成やシンポジウムの開催、保護活用に係る課題解決のための調査研究等を支援



(調査研究の支援)

◆地域のシンボル整備等

地域計画等を作成しており、かつ地域の核（シンボル）である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援



(建造物の修理)

芸術文化の振興

cf. 「文化芸術」と「芸術文化」

- ・文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術
- ・映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）
- ・雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）
- ・講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
- ・生活文化（茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに，国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及

舞台芸術等総合支援事業

令和6年度予算額

(前年度予算額)

令和5年度補正予算額

9,419百万円

9,419百万円)

500百万円

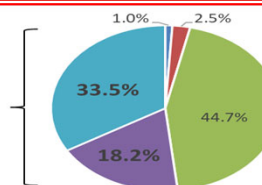


現状・課題

- 近年のコロナ禍の影響により、文化芸術団体等は、公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。
- そのような中、オーケストラ、演劇、バレエ、能楽など各分野の統括団体の機能の重要性が再認識された。
- 文化芸術団体等が首都圏に集中し、地方部での文化芸術の担い手の不足や鑑賞者等の減少につながっている。

- 従来の公演等ごとの支援から、ポストコロナの舞台芸術の全国的な復興に向けて芸術団体等への支援スキームを改善。
- 統括団体への総合的な支援の枠組み導入による文化芸術団体の発展を促進。
- 文化芸術を通じた国家ブランド形成・経済活性化、文化的環境の地域格差を解消しあらゆる人に文化芸術に触れる機会を提供。

コロナによる国民の芸術鑑賞機会の減少



事業内容

人材育成



学校巡回公演

国が一流の文化芸術団体を選定し、山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域を含む、小学校・中学校・特別支援学校等において質の高い舞台芸術公演を実施

1,876公演程度
(うち、へき地等巡回公演560公演程度)



芸術家等人材育成

- 統括団体等による、若手芸術家・スタッフ等を対象とした公演・ワークショップ・研修会等の実施
- 芸術大学等における実演家、プロデューサー、アートマネジメント人材の高度な能力育成・人的交流を促進

創造活動の推進



創造団体向け支援

文化芸術創造団体等が行う優れた公演等創造活動への支援

- 公演事業支援(一般)
 - 公演事業支援(ステップアップ)
- 将来的に日本の芸術文化を牽引することが期待され、優れた芸術作品を生み出すことが期待される新進の芸術団体の公演・創造活動への支援

舞台芸術デジタルアーカイブ化への支援

人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援【新規】
舞台芸術作品の収集・保存、舞台映像の配信可能化や上映等による啓発・収益化に向けた取組等への支援

発信・海外展開・人材交流

全国キャラバン

舞台芸術分野の統括団体が企画する、我が国の舞台芸術を牽引する大規模かつ質の高い公演等の実施や国内外への配信、全国ネットワークの構築
5団体 4地域程度

我が国を代表する芸術団体等支援

我が国を代表する芸術団体が行う優れた公演等創造活動への複数年支援
70団体程度(最大3年間)

国際芸術交流支援

- 海外における公演活動への支援等
14公演程度
- 国際共同制作への支援 6公演程度
- 国内で開催される国際的フェスティバルへの支援
4公演程度

アウトプット(活動目標)

- 学校等における巡回公演数
R6年: 1,876公演
- 国内における舞台芸術公演の支援数
R6年: 220件

短期・中期アウトカム(成果目標)

- 1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがない子供の割合 **30%**
- 住んでいる地域での文化的環境に満足する人の割合 **33%以上**
- 事業で補助を行った海外で実施した公演の平均入場率(各公演ごとの入場者数÷客席数の平均値) **85%以上**
- 支援団体事業費全体に占める国費助成率 **20%減**

長期アウトカム(成果目標)

文化芸術に触れることで、あらゆる人の心を豊かにし、また、文化芸術投資が生み出す経済効果により国を豊かにし、さらには、我が国の国際プレゼンスを向上させる。

担当: 参事官(芸術文化担当) 付

日本映画の創造・振興プラン

令和6年度予算額

1,180百万円

(前年度予算額)

1,147百万円)



背景・課題

- ・【人材育成】日本映画の魅力を持続・向上していく上での基盤整備として重要。中長期的視野に立った人材育成への投資は、個社レベルでは限界。
- ・【製作支援】日本映画の持続的な発展の観点からは、多様な映像作品が継続的に生み出される必要。興行的な成功を優先すると切り捨てられがちなストーリーや表現の育成といった観点も重要な視点。
- ・【国際発信】中長期的視点に立てば、我が国人口の減少に伴い、市場そのものが縮小していくことが懸念。魅力的な作品作りを維持・強化していくためには海外市場を含めたマーケットの拡大を図る必要。

●日本映画の振興のため、次代に繋がる、多様で、優れた、世界に誇る新たな日本映画の創出サイクルを確立させることが必要。

【文化芸術基本法】（メディア芸術の振興）

○第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作・上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

【知的財産推進計画2023】

○ロケ撮影環境の改善等を通じた映像製作支援
・広く国民に親しまれるとともに、海外でも高く評価され、我が国への理解や関心を高める役割を果たすメディア芸術の意義に鑑み、我が国の優れたメディア芸術分野の人材育成及び、関連資料の収集・保存・展示・活用を推進するとともに、振興の中核となるメディア芸術ナショナルセンターの整備に向けた制度設計等の検討を行う。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版】

○7. クリエイターへの支援
アニメ・ゲーム・エンターテインメント・漫画・映画・音楽・放送番組等の分野は、日本の誇るべきコアの1つである。日本は、世界のコンテンツ市場の成長をにらんで、広い意味でのクリエイターへの支援を進めていく。優れた才能を持つ若手クリエイターを対象に、制作費の支援や、コンテンツ業界のトップランナーがメンターとなる制度の創設等を通じ、デジタル技術を活用する次世代のクリエイターの育成・創出を進める。これらを含むクリエイター支援、海外展開等、新しい資本主義実現会議の下で、官民連携で一体的な施策の検討を行う。

事業内容

基盤等整備

若手映画作家等の育成

若手映画作家等に対し、ワークショップや映画製作を通じた技術・知識の習得機会等の提供、プロデューサーと連携した企画・脚本開発のサポートを実施するほか、映画制作の現場において、各過程を担う専門性の高い若手映画スタッフを育成。**〔委託事業〕**

- ・事業期間：平成16年度～
（内短編映画製作 平成18年度～）
- ・支援対象：若手映画作家 15人程度 等



創造・製作活動

日本映画製作支援【拡充】

優れた日本映画や国際共同製作映画の製作活動に対して支援することで、多様な作品の上映に寄与。
また令和5年の日・ASEAN友好協力50周年を踏まえ、映画によるASEAN諸国との更なる国際文化交流を推進。**〔補助事業〕**

- ・事業期間：平成23年度～
- ・補助金での支援（上限：日本映画2,140万円、国際共同製作1億円。バリアフリー字幕、音声ガイド、多言語字幕制作について、各々上限1百万円の実費。）
- ・支援対象：劇映画21件、記録映画9件、アニメーション9件、国際共同製作（5件→6件）



発信・海外展開・人材交流

日本映画の海外発信

海外映画祭への出品支援や海外映画祭における出展のほか、海外映画祭への若手監督の派遣など日本映画の効果的な魅力発信につながる取組を実施。令和6年度は、**海外映画祭における出展規模を拡充し、日本映画の更なる国際的なプレゼンス向上に向けた取組を推進**。加えて、令和5年6月の日韓文化大臣会談において両国間の更なる文化交流を促進することで一致したことを踏まえ、**芸術系大学等を対象として映像分野におけるグローバルネットワークを構築**。**〔委託事業〕**

- ・事業期間：平成15年度～
- ・支援対象：出品等支援42件、海外映画祭出展5件、監督派遣3件 等



国立映画アーカイブとの有機的な連携

国立映画アーカイブとの有機的な連携を図るため、以下の事業を（独）国立美術館運営費交付金において実施する

歴々の映画鑑賞推進事業

広く国民に優れた映画鑑賞の機会を提供するため、日本各地の文化施設等と連携・協力して、所蔵映画フィルムの巡回上映を全国の会場で実施

ロケーションデータベースの運営

全国各地のフィルムコミッションの「ロケ地情報」等をインターネット上に集約・一括検索を可能とすることで、国内の映画撮影・創造活動を促進

アーカイブ中核拠点形成モデル事業

ポスターやパンフレット等の非フィルム資料のアーカイブ化推進において中核となり得る所蔵館・機関等を拠点化し、当該拠点を中心としたアーカイブ整備を効率的かつ効果的に促進

国際映画祭支援

我が国で開催される、海外発信力のある国際的な映画祭への支援を実施することで、日本映画の国際競争力の向上・日本文化の発信に寄与。**〔補助事業〕**

- ・事業期間：平成23年度～
- ・支援対象：6件

アウトプット（活動目標）

日本映画の振興のための各種事業を継続・向上させ、以下目標達成に繋げる。

- ・製作実地研修における研修者数
- ・映画製作への支援件数
- ・3大映画祭など海外映画祭への出品支援数

短期アウトカム（成果目標）

- ・研修後の映画製作関連業務への従事率
- ・製作支援した作品の国内外の映画祭等における受賞数
- ・3大映画祭などの海外映画祭へ出品支援した作品の受賞数

長期アウトカム（成果目標）

- ・製作実地研修に参加した若手映画作家等が継続的に商業長編映画監督としてデビューする。
- ・我が国の映画文化の一層の振興・発展に資する。
- ・日本映画の海外における評価の維持・向上と日本ブランドの確立へ寄与。担当：参事官（芸術文化担当）付

メディア芸術の創造・発信プラン

令和6年度予算額

904百万円

(前年度予算額)

732百万円)



背景・課題

- マンガ、アニメーション、ゲーム等の**メディア芸術**は、広く国民に親しまれているだけでなく、新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、海外からも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。
- 文化芸術の振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するため、**メディア芸術分野**における創作サイクルを創出し、さらなる振興・発展を図ることが必要である。

【文化芸術基本法】

(メディア芸術の振興) 第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の政策等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

【知的財産推進計画2023】

○コンテンツ産業の競争力強化に向け、民間側のビジネスモデルやガバナンス、人材管理等の変革方針を踏まえつつ、クリエイター等の発掘・育成、活躍の機会拡大等に向けた取組を支援する。制作に携わるスタッフの能力向上や海外向けコンテンツ制作の資金調達や管理等を含むプロデュース・マネジメント人材の育成、コンテンツ産業のDX化を進める人材の育成など新たな技術動向等を踏まえた人材育成支援を行う。
○広く国民に親しまれるとともに、海外でも高く評価され、我が国への理解や関心を高める役割を果たすメディア芸術の意義に鑑み、我が国の優れたメディア芸術分野の人材育成及び、関連資料の収集・保存、展示・活用を推進するとともに、振興の中核となるメディア芸術ナショナルセンターの整備に向けた制度設計等の検討を行う。

【経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）】

○文化芸術と経済の好循環による活動基盤強化と持続的発展を加速し、心豊かで多様性と活力のある文化芸術立国を実現する。（中略）新国立劇場など国際拠点となる国立文化施設や博物館・美術館等のグローバル展開を含む機能強化、アート市場の活性化、メディア芸術ナショナルセンター構想の推進や、トップ芸術家や伝統芸能の担い手の育成等を含め、文化芸術の成長産業化を図る。世界のコンテンツ産業の成長を促し、広い意味でのクリエイターの支援を進めていく。国立公文書館の機能強化等を進める。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版】

○アニメ・ゲーム・エンターテインメント・漫画・映画・音楽・放送番組等の分野は、日本の誇るべきコアの一つである。日本は、世界のコンテンツ市場の成長をにらんで、広い意味でのクリエイターへの支援を進めていく。優れた才能を持つ若手クリエイターを対象に、制作費の支援や、コンテンツ業界のトップランナーがメンターとなる制度の創設等を通じ、デジタル技術を活用する次世代のクリエイターの育成・創出を進める。これらを含むクリエイター支援、海外展開等、新しい資本主義実現会議の下で、官民連携で一体的な施策の検討を行う。この際、併せてコンテンツ産業の構造改革に向けて具体的なアクションを明らかにする。

事業内容

人材育成

メディア芸術人材育成事業

事業実施期間：平成22年度～

メディア芸術クリエイター育成支援事業

マンガ、アニメーション、メディアアート等のメディア芸術分野における優れた若手クリエイターを対象とした、専門家によるアドバイス、技術支援、発表機会の提供等の支援プログラムを実施。〔委託事業〕

- ・支援対象：50件程度

アニメーション人材育成事業

産学が連携し、作品制作を通じたオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)のほか、デジタル人材の育成も含めたスキル向上のための教育プログラムを対象者やレベル別（就業者・アニメ業界志願者、若手アニメーター・中堅アニメーター等）に実施。それらの成果の体系化と共に、育成者向けの教育用フォーマットの作成等を行う。〔委託事業〕

- ・支援対象：制作団体 4社程度 等



基盤等整備

メディア芸術連携基盤等整備推進事業

事業実施期間：令和2年度～

産学館(官)が連携し、メディア芸術作品・資料の収集・保存・活用に向け、分野を横断したネットワークを構築しノウハウの共有等を推進。喫緊の課題に対応するための調査研究（散逸・劣化の危険性が高い中間制作物（アニメの絵コンテやセル画などの）の保存）を実施。〔委託事業〕

所蔵館等におけるアーカイブの取組を支援し、散逸・劣化の危険性が高い作品等の保存・活用を促進。〔補助事業〕

- ・件数・単価：15件×5百万円〔定額補助〕（予定）

保存活用

マンガ・アニメ等中間生成物の保存活用事業【新規】

事業実施期間：令和6年度～

散逸や劣化の危険性が高まっているマンガやアニメ等の原画やセル画等の中間生成物の収集・保存・活用に係るモデル事業等を実施。中間生成物の収集、整理、デジタルアーカイブ化に関わる作業及び、メディア芸術作品等の収蔵に向けた調査等を行い、持続的な事業実施に向けた課題等を明らかにする。〔委託事業〕



(独) 国立美術館との連携強化

情報流通基盤の整備 (メディア芸術データベースの整備)

事業実施期間：令和5年度～

〔独〕国立美術館において、メディア芸術分野における情報拠点整備に資するためのメディア芸術データベースの整備に取り組む。

メディア芸術の国際発信等

事業実施期間：令和5年度～

我が国のメディア芸術作品、作家の国際的評価の更なる向上を目指し、メディア芸術の国際発信を行う。

R5年度から
(独) 国立美術館
「国立アートリサーチセンター」
が事業を実施。

アウトプット (活動目標)

- ・若手クリエイター育成支援の件数 (R6年度 50件)
- ・プログラムに参加したアニメーション制作会社の件数 (R6年度 4件)
- ・メディア芸術作品・資料の収集・保存・利活用のために活動する団体の件数 (R6年度 16件)

短期アウトカム (成果目標)

- ・クリエイターによる創作活動の活発化 (事業への応募件数)
- ・優れた人材のアニメーション産業への定着 (追跡調査における業界在職者の割合)
- ・アーカイブの取組による成果物の利用の拡大

長期アウトカム (成果目標)

- ・国民における創作活動の活発化
- ・アニメーション産業市場の規模拡大への寄与
- ・マンガ市場の規模拡大への寄与

担当：参事官（芸術文化担当）付

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

5,546百万円
5,545百万円)



現状・課題

〈平成29、30年の学習指導要領改訂より〉
総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。
音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の担い手や観客育成

未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

小学校・中学校・特別支援学校等を対象

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。

文化芸術体験

文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。

共生社会の実現

障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。

芸術教育の充実

芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施や、新たに芸術教育に関するモデル事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。

事業内容

① 学校巡回公演

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

② ユニバーサル公演

- 小学校、中学校、特別支援学校等において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

③ 芸術家の派遣

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を実施。
- 各都道府県教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、体育館等で公演等を実施。

④ 文化施設等活用

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエドゥケーター等が協力することにより、複数校の子供たちがより本格的に鑑賞・体験できる活動を実施。

⑤ コミュニケーション能力向上

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を実施。

芸術教育における芸術担当教員等研修

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

「舞台芸術等総合支援事業」分

件数：1,876公演（予定）

件数：200公演（予定）

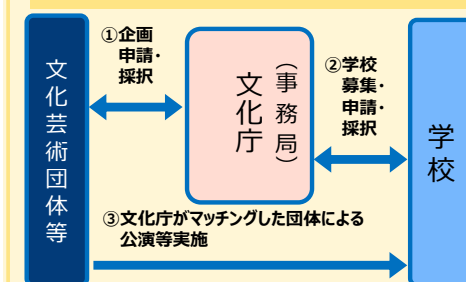
件数：2,990公演（予定）

件数：110公演（予定）

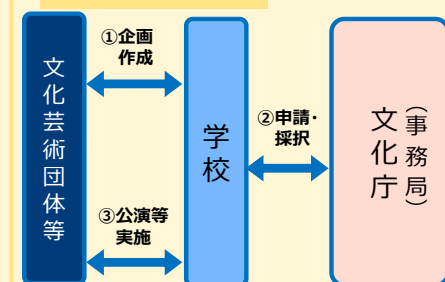
件数：200公演（予定）

①～⑤の事業スキーム

②のスキーム ※①は日本芸術文化振興会にて実施



③、④、⑤のスキーム



アウトプット（活動目標）

- 巡回公演事業 1,876公演
- ユニバーサル公演事業 200公演
- 芸術家の派遣事業 2,990公演
- 文化施設等活用事業 110公演
- コミュニケーション能力向上事業 200公演

短期アウトカム（成果目標）

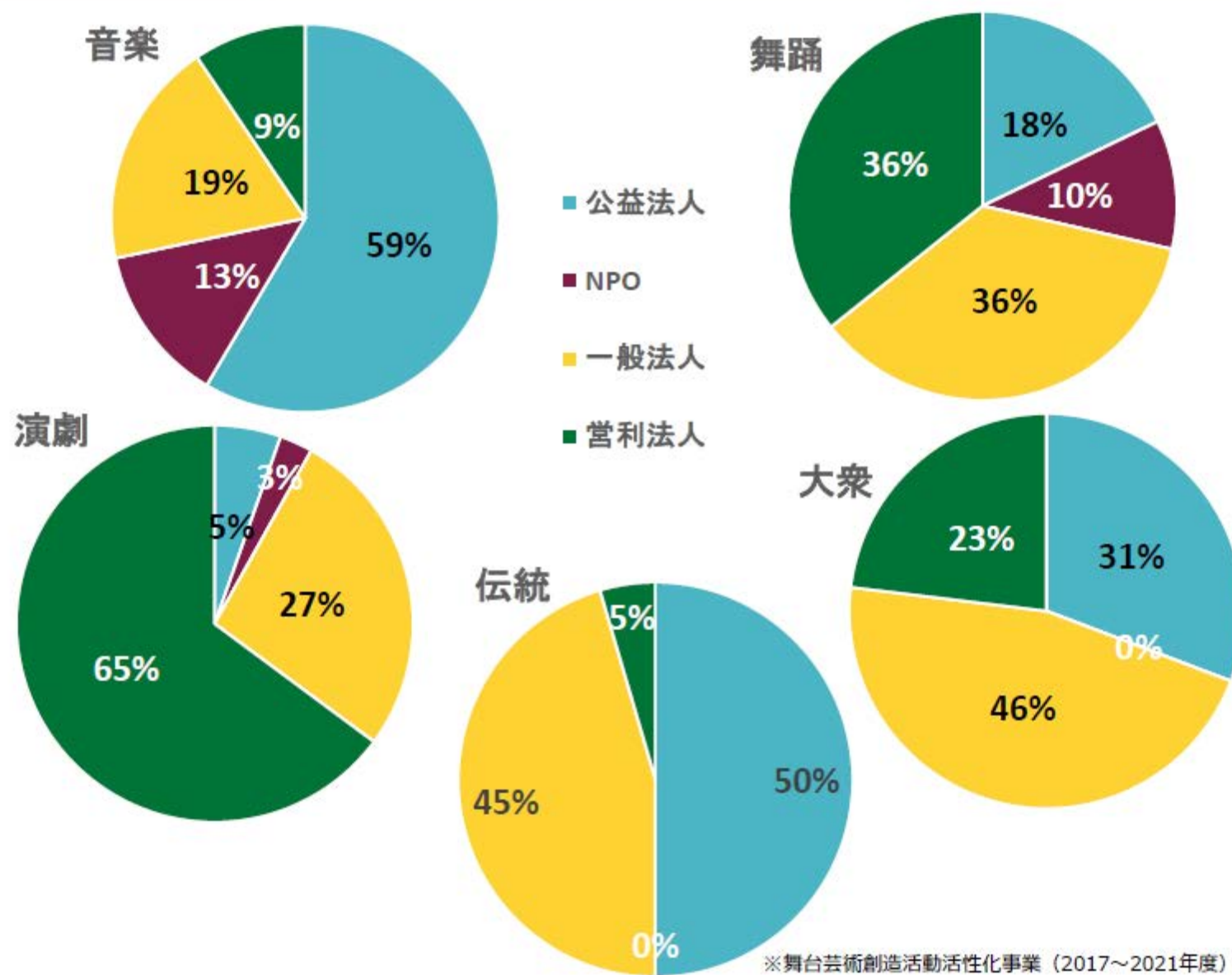
1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがない子供の割合（文化に関する世論調査）
→ 目標 30%

長期アウトカム（成果目標）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

担当：参事官（芸術文化担当）付

団体別で見た過去5年間の舞台芸術創造活動活性化事業の分野別法人種別



芸術文化の振興に関する課題

※発表者作成

■ 公費による支援の意義・目的の明確化

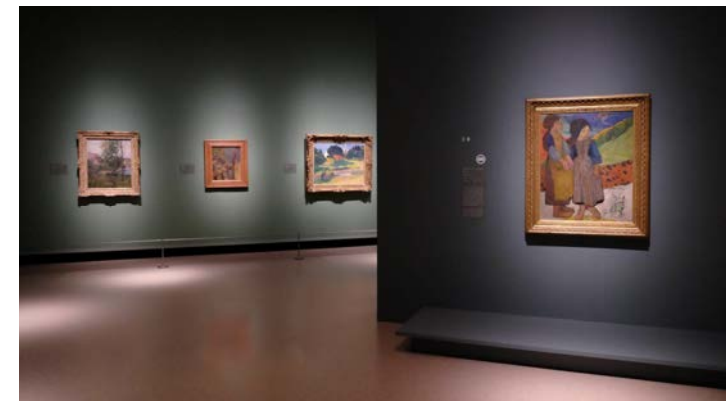
例：芸術文化は「好きな人がやればいいこと」なのか、社会的意義は？
文化財と異なり、国が保護する意義は乏しいのでは？

■ 自律・自走を目指すべき部分と、公が支えるべき部分

例：市場でやっていける芸術だけが「価値ある」ものか？
コロナ禍における「Arts for the Future」の評価

■ 担い手不足（アーティスト育成と、マネジメントの役割の重要化）

例：アーティストの育成はもとより、支える人材が重要ではないか？
そのような人材を確保するには、どこにアプローチすればいいのか？



「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」概要（令和5年3月）

概要

文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資する支援の在り方、進め方を検討し、文化芸術の発展に資する施策を提言。

現状の課題

- (1) 文化芸術団体の**基礎的な情報**が十分に収集・分析されていない
- (2) 文化芸術（団体）の**社会的価値、経済的価値**が可視化されていない
- (3) 文化芸術団体の**運営への支援**が不十分
- (4) 文化芸術団体への助成が団体**発展のインセンティブ**として不十分

改善の方向性

(1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化

- 基礎的な情報の収集・分析による文化芸術団体情報の可視化
- **補助金の手続きを情報システムで管理**。基礎情報を集約化
- 情報システムへの登録を補助金申請の要件とする
- **財務諸表や労務状況を定点観測**し、文化芸術団体や業界全体の運営能力やコンプライアンス対応の把握・向上を図る
- ロジックモデル等により、**自らの様々な価値を可視化**

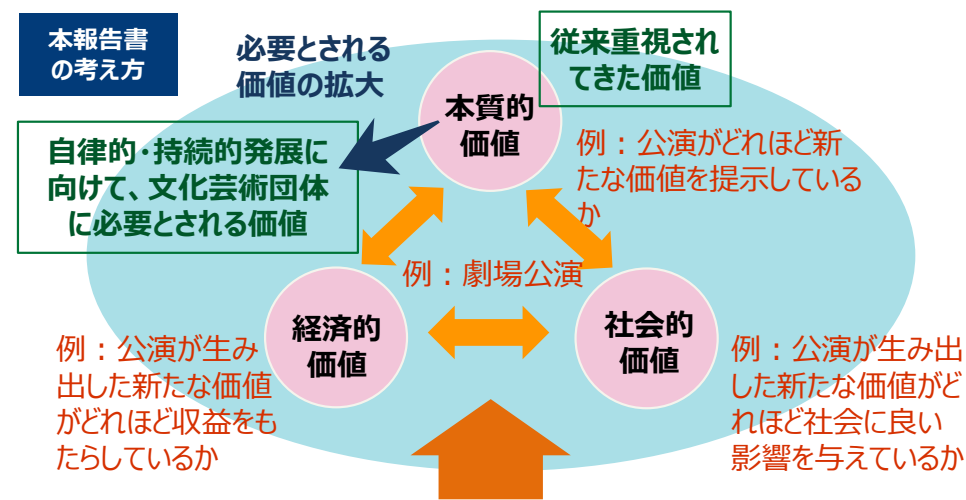
(2) 評価

- 自らのミッション・ビジョンを明確化し、事業計画や活動と結び付け、それら进行评估することが重要
- 評価に活用できる**標準的な情報システム**について検討
- 社会的インパクトや運営に係る事項を評価項目に。**自己改革を促進する仕組み**を構築
- 多様なステイクホルダーによる**多角的な評価**を行う手法を検討

(3) 伴走型支援

- 伴走者と対話しながら課題を抽出、団体自らが課題を解決していく手法
- **伴走者は組織や事業の運営実務への知見を有する者／組織**を想定
- 他省庁とも連携して組織や人材の情報を蓄積・共有できる体制を確立
- 令和5年度から**伴走型支援を実証、実効性のある枠組を確立**

本報告書の考え方



文化芸術の自律性・持続性を高める支援

- ・可視化（統計）
- ・客観化（数値化）
- ・伴走型支援
- ・人材育成
- ・調査研究
- ・サポート体制・枠組の整備
- 等

(4) 補助金の配分方法

- 戦略的な**補助金の配分方針**や重点分野の設定を検討
- **文化庁と芸文振の目的の明確化に基づく役割分担**
- 補助金全体で配分率の調整
- **マネジメントの視点から専門性をもって審査できる審査委員**、委員選定基準の見直しを検討
- 組織基盤の強化、**運営改善を支援する補助金**の新設を検討
- 芸文振が、**人材育成やマッチングなどの支援機能を強化**

今後の予定

- R5～「文化芸術の自律的運営促進事業」にて伴走型支援等実証
- R5～「舞台芸術等総合支援事業」のR6補助金への導入検討
- R5～ 申請及び評価にかかる情報システム改修／導入の検討開始

「舞台芸術等総合支援事業」の見直しについて

文化審議会・文化経済部会WG報告書「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」

WG報告書を踏まえた課題

- 芸術団体への助成が団体発展のインセンティブとして不十分
- 補助金執行側・芸術団体側双方の事務負担量が過大
- “活動”単位で「芸術性・創造性」「社会性」「運営」面を芸術専門家がバランスよく評価することの困難
(高収益活動や外部資金集めなど、運営努力が評価されにくい傾向)
- 定例的な活動支援を含め、更なる改善が必要
- 「分野、地域」等の特性を踏まえた設計が必要

改善の方向性

- 補助金申請・評価情報のシステム化
- 運営マネジメント専門家による長期的な運営の視点を含め多角的・客観的評価の充実
- 卓越した世界レベルでの“活動”支援及び自律的・持続的発展に向け運営努力を図る“団体”支援の拡充、助成対象経費の見直しと重点配分
- 日本の伝統芸能の実演家団体への支援、地方創生・地域貢献を志向する裾野団体への支援、全国各地の文化施設への支援の在り方を検討

R6募集以降における改善点

✓ 補助金申請・評価情報の統一化

「総合支援事業」全体として申請手続き・審査方法を見直し

- 募集時期・募集案内の統一、各種様式の見直し
- 団体要件・対象分野の統一・整理
- 助成対象経費の見直し

✓ 団体の運営努力に対する評価

“活動単位”から団体としての運営・活動を審査項目に加え、 団体としての健全な組織運営、自律的・持続的な発展を促進

- 「団体専門委員会」の新設
- 企画内容の芸術性・創造性に加え、団体の組織運営の透明性や適正性、活動実績をより考慮した審査
- 統括団体からの応募については、分野の統括・支援に係る観点を追加

✓ 新進団体登用や分野、地域性等を踏まえた事業設計

芸術性の高い新進団体の参入機会の確保と、分野・地域等の特性を踏まえた事業設計への見直し

- 若手実演家やスタッフ等を対象とした「ステップアップ事業」における団体要件見直し
- より芸術性・創造性を高めるため、助成対象に「当該分野の可能性を拡大させる活動を含む」旨を明確化
- 舞台芸術デジタルアーカイブの推進

クリエイター・アーティスト支援と海外展開の戦略全体構想

我が国の文化芸術の芸術性・
創造性の向上

海外市場でのビジネス展開へ

優れた業績をあげた芸術家の顕彰

R5から芸術選奨の枠を拡充し、
メディア芸術などの受賞者増・プロモーション強化
(R4受賞枠30名→R5受賞枠48名)

経済産業省

外務省

連携

グローバルな評価形成

価値付け

CBX (Cultural Business Transformation)
の観点から、文化庁が国内で育成支援した
海外で活躍が期待される若手クリエイター・
アーティストなどを戦略的に選抜。
世界で高い評価を得ることを目標とする。

グローバルに活躍する
人材の輩出

クリエイター等育成・文化施設
高付加価値化支援事業
(基金)

<事業の対象となる分野（イメージ）>

区分	分野
舞台芸術	音楽 (オーケストラ、オペラ、 ポピュラーミュージック等)
	舞踊 (バレエ、現代舞踊等)
	演劇 (現代演劇、ミュージカル等)
	伝統芸能・大衆芸能 (歌舞伎、文楽、邦楽、落語等)
メディア 芸術	マンガ
	アートアニメ
	ゲーム
	メディアアート
	映画
	実写映画
	アニメ映画
	現代アート
	分野横断的新領域

文化庁人材育成事業

メディア芸術人材育成事業

新進芸術家の海外研修

「土壌」づくり

若手映画作家等育成

芸術家等人材育成（舞台芸術）

クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

令和5年度補正予算額

60億円



- 日本には 1.2 億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくいが、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つ コンテンツ市場の衰退の危機。
- 我が国の文化芸術の 海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が 新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。

事業内容

次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

◆ クリエイター・アーティスト等育成支援

- 2023年3月、岸田総理は、「広い意味での日本の誇るべきクリエイターへの支援を検討」することを表明。クリエイター等の挑戦を後押しするためには、企画から制作、国内外での展開まで一貫通貫した支援が重要。
- 新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、コンテンツ産業の競争力強化に資するため、新たなビジネス展開も視野に クリエイター等を対象とした総合的な人材育成支援を行う。

世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・交渉・制作・発表・海外展開までの一体的な活動を、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・45億）

【事業例】

- 国内外で活躍が期待される国際コンクール受賞者や、若手演奏家、実演家、脚本家、作曲・作詞家、プロデューサー等を起用し、世界的な活動実績を有する指導者等が若手を現場で育成しながら海外公演等の海外展開を行うプロジェクトを支援。国内外の主要な音楽祭や劇場等で活躍する人材を育成。
- 創作支援プログラムで育成した若手クリエイター等を対象に、海外での活躍実績等がある専門家等が、海外展開に向けたアドバイス、ノウハウの共有等のサポートを実施し、海外アートフェスティバル等へ出品・展示を支援。グローバルに活躍できる人材を育成。

◆ 文化施設による高付加価値化機能強化支援

- 博物館・美術館、劇場等の文化施設について、グローバルに通用するクリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該 クリエイター・アーティスト等の（国内における）活動の拠点かつ活動に対して新たな高い価値を付加する拠点としての機能を形成することを推進する。
- また、こうしたクリエイター・アーティスト等が生み出す作品を含めて、施設が持つ価値（コンテンツ）をデジタル・アーカイブ化等も行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹きつけるための支援を行う。

次代を担うクリエイター・アーティスト等の国内における活動・発信拠点となるべく文化施設における発信力の強化（デジタル・アーカイブ化含む）、新たな高い価値を文化芸術活動に付加する取組について、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・15億）

【事業例】

- クリエイター等の作品や関連資料等のデジタル・アーカイブ化
- デジタルコンテンツ活用やクリエイター等自身のパフォーマンス等による展覧会や公演含め施設の運営・機能強化
- デジタルコンテンツ活用型やクリエイター等自身のパフォーマンス等によるグローバルな発信等の支援

（担当：参事官（芸術文化担当）付、文化経済・国際課、企画調整課）

海外展開の方向性 クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

- 次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援。（令和5年度補正予算 3年・60億円）
- また、今後、骨太の方針2024を踏まえ、一貫的で強力な支援を行うため、文部科学省及び経済産業省の関連する施策をクリエイター支援基金に統合。

1 海外のニーズを踏まえた展開における若手育成

- 海外のニーズを踏まえた新作・新制作・演出等における若手登用（実演家、作曲家、脚本家、演出家、監督、プロデューサー等の育成）
- ターゲットを設定した交渉・プロモーション・分析（ネット含む）（コーディネーター、スタッフ等海外との交渉担当者等の育成）

2 世界的認知度が高い場での展開・評価

- 世界的な音楽祭・芸術祭、映画祭・フェスや劇場・音楽堂、美術館・博物館等との交渉による公演・展示活動の実現
- 海外・国内の批評家、専門家等の招聘・派遣による高評価獲得（当該分野の専門家・批評家、代表的なメディア等の招聘）

3 戦略的な海外展開ネットワーク形成 ・人脈づくり

- 現地の人脈を生かしたプロモーション、要人等招聘（外務省、国際交流基金、JETRO等へ協力依頼。現地の邦人・企業関係者ネットワークの活用）
- ショーケース・ワークショップ等に文化担当関係者（在外・在京大使館・記者等）などを通じた事業提携・人材交流・拠点形成などへ

取引等の適正化とDX時代への対応に向けた取組

課題

- クリエイター等は、構造的に発注者との関係において弱い立場に置かれ、事前に業務内容や報酬額、支払時期などが十分に明示されないまま不利な条件で業務に従事せざるを得ないことがある。また、芸術家等の活動を支える文化芸術団体の役割・機能が重要。
- インターネット上には利用の可否や著作権者の情報が明らかでない著作物等が多く存在しているところ、これら著作物等の利用円滑化と著作権等の適切な保護を図る必要。
- AIと著作権の関係について、クリエイターと事業者の双方にAIの利活用に係る著作権侵害リスクについての懸念が存在。

取引等の適正化とDX時代への対応

- ガイドライン等の周知・普及や、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」の体制強化、尊厳ある創造環境向上のため文化芸術団体の役割・機能等について有識者会議で検討
- 令和5年改正著作権法（著作物等の適法・円滑な利用に向けた新たな裁定制度の創設等）の円滑かつ確実な実施
- AIと著作権について、現時点における著作権法の考え方について、分かりやすい形での周知・啓発をするとともに、関係当事者間の理解促進に向けてコミュニケーションの場を設ける

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ) ポイント

I はじめに

- これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに、芸術家等が不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況や、コロナ禍において契約書等がないために報酬額や活動機会の減少を証明できず、国の支援を受ける上で大きな支障も生じている

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 関係者間の信頼関係や従来の慣習等により、口頭による契約が多い
- 分野、職種、案件により、業務内容や契約期間が異なるなど契約が多様であり、契約書作成に係る事務負担が大い
- 業務内容が創作過程で変わることもあるため、契約時に業務内容や業務量を正確に見積もることが困難 等

III 課題を踏まえた改善の方向性

取引の適正化の促進 ○ 報酬や取引条件について、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが必要

契約内容明確化のための契約の書面化 ○ 書面の形は契約書以外にも様々であるが、メール等を含め記録に残すことが重要

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

- (1) 業務内容 ○ 具体的な業務や期間等を可能な限り明確に、できない場合は理由や予定期日を記載
- (2) 報酬等 ○ 業務内容や専門性等に応じた適正な金額となるよう双方で十分に協議、諸経費も明確に
- (3) 不可抗力による中止・延期 ○ 契約段階において十分に協議、事後的に協議する場合は業務の履行割合等を勘案し決定
- (4) 安全・衛生 ○ 発注者は受注者の安全に配慮、事故・ハラスメント防止のため責任体制を確立
- (5) 権利 ○ 許諾の場合の利用範囲や譲渡の範囲など取扱いを明確に、対価の決定時に十分考慮
- (6) 内容変更 ○ 変更内容も書面により明確に、変更による負担の増減等を勘案して報酬等に反映
 - スタッフの制作や技術等、実演家の出演に関する業務委託契約を対象として、契約書のひな型例及び解説を作成

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- 官民一体となって、中長期的に継続して取り組む必要

芸術家等の活動基盤強化

令和6年度予算額(案)

70百万円

(前年度予算額)

81百万円)

令和5年度補正予算額

69百万円



現状・課題

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在。

我が国の文化芸術の持続的な振興を図るためには、その担い手である芸術家等が持続可能な形で活動を継続できるよう、活動環境を改善し、芸術家等の活動基盤を強化することが必要。

○経済財政運営と改革の基本方針2023

文化芸術と経済の好循環による活動基盤強化と持続的発展を加速し、心豊かで多様性と活力のある文化芸術立国を実現する。(中略) 世界のコンテンツ産業の成長を睨み、広い意味でのクリエイターの支援を進めていく。

事業内容

有識者会議での議論を経て令和4年7月に公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」を踏まえた適正な契約関係構築に向けた取組のほか、芸術家等の活動環境改善に向け、必要な取組を実施。

事業実施期間 令和3年～令和7年(予定)

● 芸術家等の持続可能な活動や安定的な運営に資するモデル事業の実施 ＜令和3年度～＞24百万円(28百万円)

安心・安全な環境で芸術活動が行えるよう、令和5年度は「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設し、契約や活動に関係して生じる疑問やトラブルについて弁護士が無料で相談対応等を実施。

件数・単価 1件×約2400万円

交付先

民間団体

● ハラスメント防止対策への支援＜令和5年度～＞16百万円(16百万円)

作品や公演単位で実施するハラスメント防止対策に必要な経費を支援。

件数・単価 75箇所×上限20万円

交付先

文化芸術活動を行う団体

アウトプット(活動目標)

事業実施件数

	5年度(見込)	6年度
委託事業数	4件	3件
補助事業数	75箇所	75箇所

短期アウトカム(成果目標)

相談窓口利用者の満足度 **80%以上**

実務研修会受講者の理解度 **90%以上**

ハラスメント防止対策が講じられた活動場所において、安心して活動に取り組めた割合 **80%以上**

長期アウトカム(成果目標)

芸術家等を対象としたアンケート調査で、「事業環境改善を実感する」の割合

令和3年度 20% → **令和7年度 50%**

担当：文化経済・国際課

● 依頼者や発注者との関係(令和3年度文化庁調査)

依頼時に報酬等の… 74%

不利な条件での仕… 67%

支払い遅延・未払… 54%

業務内容の一方的… 51%

令和4年度 芸術家等実務研修会 教材一覧



令和4年度芸術家等実務研修会の様子

令和4年度芸術家等実務研修会 教材一覧

● 芸術家等実務研修会等の実施＜令和4年度～＞30百万円(37百万円)

芸術家等及びその発注者の立場になる者が、適正な契約関係構築等のために必要な知識を身に付けられるよう、研修用教材を開発し、研修会等を実施。

件数・単価 2件×約1500万円

交付先

民間団体

博物館の活性化と文化観光

背景

文化審議会
博物館部会
(常設)での
不断の検討

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲
を拡大し、まちづく
り・国際交流、観
光・産業、福祉等
との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一
部改正
・博物館行政を文
化庁が一括して所
管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミ
ュージウム」として、博
物館を文化観光、
まちづくり、社会包
摂など社会的・地
域的課題と向き合
うための場として位
置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の精神に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

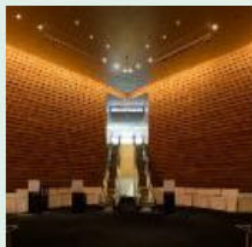
- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- 令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

改正博物館に伴い新たに登録が可能となる例

株式会社



(出典)
<https://www.mori.art-museum.jp>

○森美術館
開館：2003年
設置：森ビル株式会社
「国際性」と「現代性」を追求し、現代アートを中心に建築やデザイン等、世界各地の先鋭的な創造活動を独自の視点で紹介。コレクションは日本とアジア太平洋地域の現代美術に焦点を当てている。



(出典)
<https://www.enosui.com/>

○新江ノ島水族館
開館：2004年
設置：株式会社新江ノ島水族館
「相模湾と太平洋」と「生物」を基本テーマとする。JAMSTECとの共同研究による展示コーナー、皇族の海洋生物研究成果の展示コーナーも設置している。



(出典)
<https://www.tsumura.co.jp/hellotsumura/>

○ツムラ漢方記念館
開館：2008年(リニューアル)
設置：株式会社ツムラ
漢方・生薬に特化した記念館として、漢方の歴史、生薬の標本、最新の研究発表を展示。漢方製薬の製造工程や品質管理まで、専門スタッフが案内を行う。主に医療関係者を対象に公開。

学校法人



(出典)
<https://www.meiji.ac.jp/museum/>

○明治大学博物館
開館：2004年
昭和4年に刑事博物館、昭和26年に商品陳列館、翌年に考古学陳列館が相次いで開館し、2004年に現在の形で新装開館。法令文書、刑罰道具、石器、土器等の考古学研究室の研究成果等を展示。



(出典)
<https://www.waseda.jp/enpaku/>

○早稲田大学坪内博士記念演劇博物館
開館：1928年
昭和3年に坪内逍遙博士が古稀の齢に達し、シェークスピア全集の翻訳が完成したことを機に建設。図書、演劇資料、芝居絵、舞台写真等、古代から現代にいたる演劇・芸能、民俗芸能及びシェークスピアについての展示を行う。



(出典)
<https://www.tamabiki.ac.jp/museum/>

○多摩美術大学美術館
開館：1982年
大学院開設に伴う教育施設の拡充の一環として付属美術参考史料館の名で図書館内に併設されたのち、2000年から現在の名称で開館。古今東西の美術品、考古学資料、デザイン資料を収蔵。卒業生、在校生等の作品による企画展も実施している。

社会福祉法人



○ボーダーレス・アートミュージアムNO-MA
開館：2004年
設置：社会福祉法人グロー
日本初のアール・ブリュットの展示を目的とした美術館。開館前からアール・ブリュットの作家の発掘に取り組み、日本、アジア地域の420名の作家の作品調査を行っている。

(出典) <https://www.no-ma.jp/>

地方独立行政法人



○大阪市立自然史博物館
開館：1974年
設置：地方独立行政法人大阪市博物館機構
前身の大阪市立自然科学博物館は1950年開館。動物・昆虫・植物・地史・第四紀の各分野の標本約140万点及び関連する図書資料17万点を収蔵。2019年に大阪市の指定管理から地独の設置・運営となった。

(出典) <http://www.mus-nh.city.osaka.jp/>

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 （略）

2～9 （略）

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2～3 （略）

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

地域の様々な主体と連携した博物館の活動の取組例

○和歌山県立博物館（登録博物館）

3Dプリンター製「お身代わり仏像」を活用した文化財保存

和歌山県では高齢化・過疎化に伴う文化財の盗難被害の多発と南海トラフ地震等の防災対策として、博物館が県立工業高校・大学と連携して、3Dプリンター製レプリカを作成し、身代わり仏像として奉納する取組を実践しました。



新たな技術を活用した文化財保護と社会課題への対応

文化財の新たな保存管理・地域の魅力の発掘・発信

○愛媛県美術館（登録博物館）

「教える」から「引き出す」へ一歩「対話型授業」プロジェクト

「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニングを博物館・美術館が中心となり、小中学校のあらゆる授業で根付かせる実践を行いました。教員に実践は継承され、子供達是对話を通して理解を深め主体的学びが広がっています。



博物館の強みを活かした人材育成事業

学校教育との連携によるアウトリーチ活動・人材育成

○アーツ前橋（博物館相当施設）

社会包摂によるコミュニティ再生事業

不登校や引きこもりの経験がある若者にアーティストと交流する「場」を与えて、作品制作活動を通じて社会とのつながりの助けになる取組を実施しました。また、人混みが苦手な彼らのために休館日に展覧会を開放する「ゆったりアーツ」も実施しています。



拠点としての孤独・孤立対策

多様な対象者への芸術活動支援・鑑賞活動支援等

○兵庫県陶芸美術館（博物館相当施設）

丹波焼の里の新たな挑戦～地域ぐるみで創る里の魅力～

指定民俗文化財の「丹波焼最古の登窯」の修復・復元事業を、地域市民や全国からのボランティアと協力して行い、丹波焼や焼き物の里の応援団・理解者を増やす取組です。



市民をまきこんだ地域振興・産業振興

地域に存する文化財や文化・自然資源を活用した地域共働活動

他館や関係機関等と連携した特色ある博物館の取組例

主に地域を中心とした取組例



左：地中美術館
中：豊島美術館
右：犬島精錬所美術館

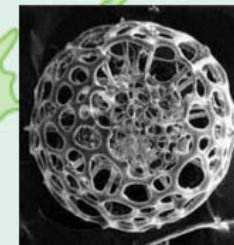
○「ベネッセアートサイト直島」

活動期間：1985年～

関係施設：地中美術館、豊島美術館、犬島精錬所美術館、ベネッセハウス ミュージアム ほか
ベネッセコーポレーションが、瀬戸内海に浮かぶ離島・直島、豊島、犬島で展開するアート活動の総称。地中美術館等を拠点としている。同活動を通じ、直島は現代アートの島として世界的に注目され、島の観光振興に大きく寄与。

(出典) <https://benesse-artsite.jp/>

主に国際的な取組



左：コレクションされている微化石標本(放散虫)
右：深海底のボーリングを行う国際共同利用の調査船

○国立科学博物館

活動期間：センターの設立(1984年)～

関係施設：世界各地の微古生物標本・資料センター ほか
国際深海掘削により採取された標本を保管する国際共同利用センター(世界5箇所のみ)として活動。国内機関等への貸出も行い微古生物学における国内の研究振興に寄与。

(出典) <https://www.kahaku.go.jp/>

主に地域を越えた広域的な取組



左：令和3年度に実施されたこうちミュージアムネットワークの特別企画展のチラシ
右：高知城歴史博物館が他施設と連携して実施したワークショップ

○高知県立高知城歴史博物館

活動期間：2017年の開館前～

関係施設：高知県下の博物館や関連施設・団体
高知県下の博物館施設連携組織である「こうちミュージアムネットワーク」の事務局機能をはじめ、域内の博物館の連携・協力のための組織を館内に有し、地域資料の調査・保存に他館と協働して取り組んでいる。2020年のコロナ禍においては、自宅の片づけに伴い廃棄される資料について、こうちミュージアムネットワークとして貴重資料の保存と継承を目的とした相談窓口を設置。

(出典) <https://www.kochi-johaku.jp/guide/local/>



左：2016年に京都で実施した企画展のチラシ
中：企画展での展示品(鳥の羽をまとった陣羽織)
右：企画展での展示品(MossLight-LED)

○「自然史・レガシー継承・発信実行委員会」

活動期間：2016～2020年

関係館：兵庫県立人と自然の博物館、北海道博物館、栃木県立博物館、国立科学博物館、三重県総合博物館、伊丹市昆虫館、大阪市立自然史博物館、橿原市昆虫館、北九州市立自然史・歴史博物館 ほか
自然史資料の価値を広く社会に発信し、自然史系博物館の機能強化を図るため、国内の自然史系博物館が連携して、京町家、酒蔵、仏教寺院など日本の伝統的建築物の家屋も活用しつつ、我が国の独自の文化が育まれたユニークな自然の存在についての展示、調査研究、教育普及等を実施。

(出典) <https://www.hitohaku.jp/information/event/legacy-sympo2020.html>

博物館の入館料に係る国際的な状況について(ICOM規程及び各国事例)

- 博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織である『ICOM (International Council Of Museums) 』では「ICOM職業倫理規程 (Code of Ethics) 」を策定し、世界中の博物館が一定の基準を満たした活動を実現できるよう基本的指針を示している。
- 同規程中『博物館』の定義として「社会とその発展に奉仕する一般に公開された**非営利の恒久的な施設**」とされている。
- 同規程中『非営利団体』の定義として「(剰余金もしくは利益を含む) **収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される**、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。」とされている。
- 同規程の非営利に対する定義を鑑みるに、**博物館が収入を得ることを直ちに否定している訳ではなく、収入が博物館自体およびその運営のために利用されることを求めているものと理解している。**

○イコム職業倫理規程 (2004年10月改定) (抄)

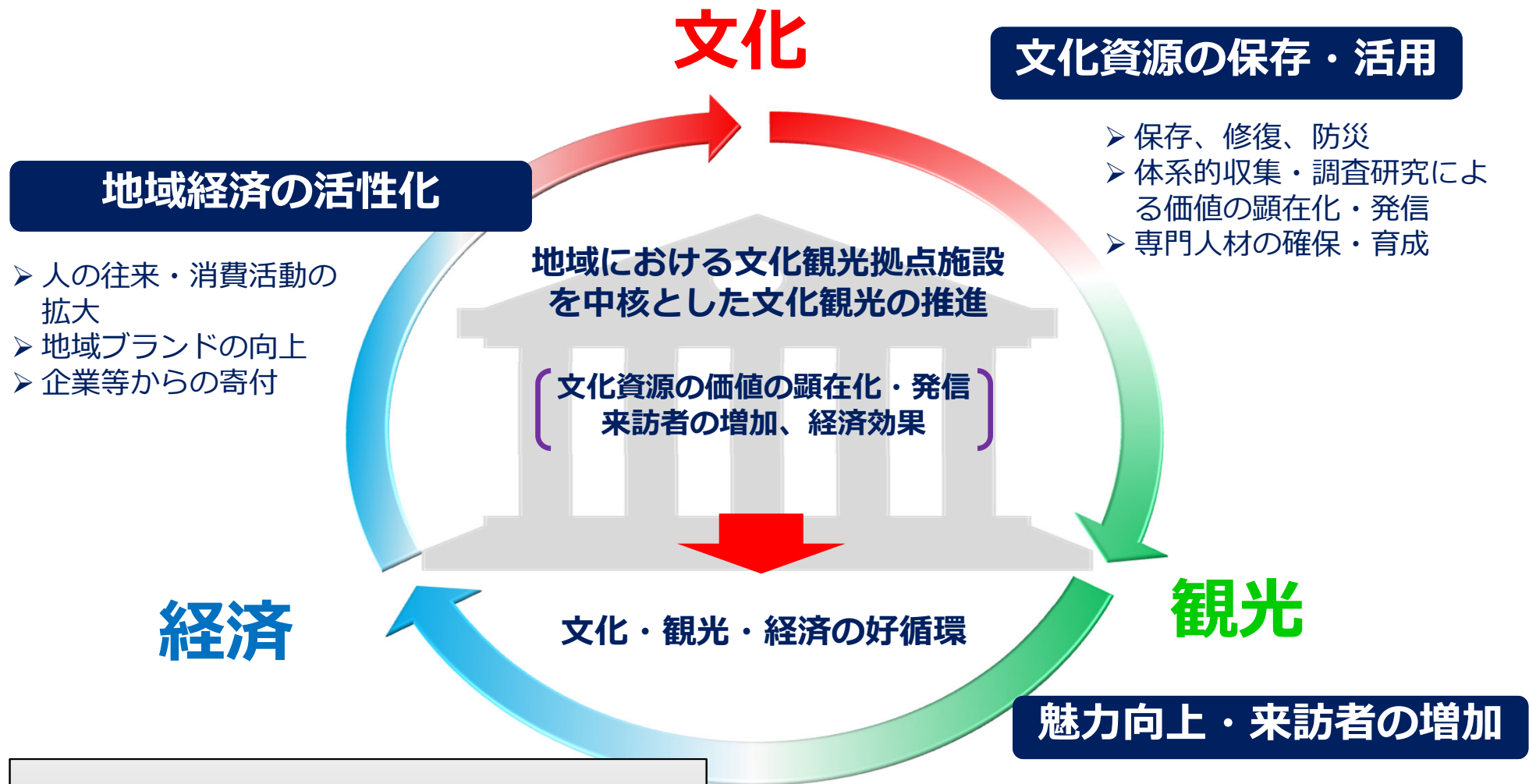
用語集

- ・ **博物館** 社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである
- ・ **非営利団体** (剰余金もしくは利益を含む) 収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

【参考】諸外国の主要博物館における入場料金 (文化庁調べ)

施設名(国、都市)	入場料金	無料措置
ルーブル美術館(フランス・パリ)	●大人: 17€ (2,190円)	・18歳未満 ・身体障害者と付添1名 ・18~25歳までのEU圏国籍者 ・毎月第一土曜日18:00~21:45
大英博物館(イギリス、ロンドン)	無料	
メトロポリタン美術館(アメリカ、ニューヨーク)	●大 人: 25 \$ (2,844円) ●シニア (65歳以上): 17 \$ (1,934円) ●学 生: 12 \$ (1,365円)	・12歳以下
中国国家博物館(中国、北京)	無料	

文化・観光・経済の好循環



～ 文化観光とは ～

有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。（法第二条）

博物館に関する施策の課題

※発表者作成

■博物館は「教育機関」か、「観光施設」か？

※二項対立にならない歩み寄りが必要。しかし関係者の合意形成手段は？

例：「稼ぐ博物館」はムリなスローガンであって、間違っているのか？

学芸員は、研究者なのか、教育者なのか？あるいはサービス提供者なのか？
(専門性に基づく自認と他からの要求ギャップが生じていないか？)

■博物館が「社会に必要とされる」存在となるには？

例：学び直しの拠点としての「大学」との対比で見えるものはないか？

■国立博物館・公立博物館・私立博物館の共存と役割分担は？

※博物館に限らず、公的施設の存在理由が今日問われていないか？

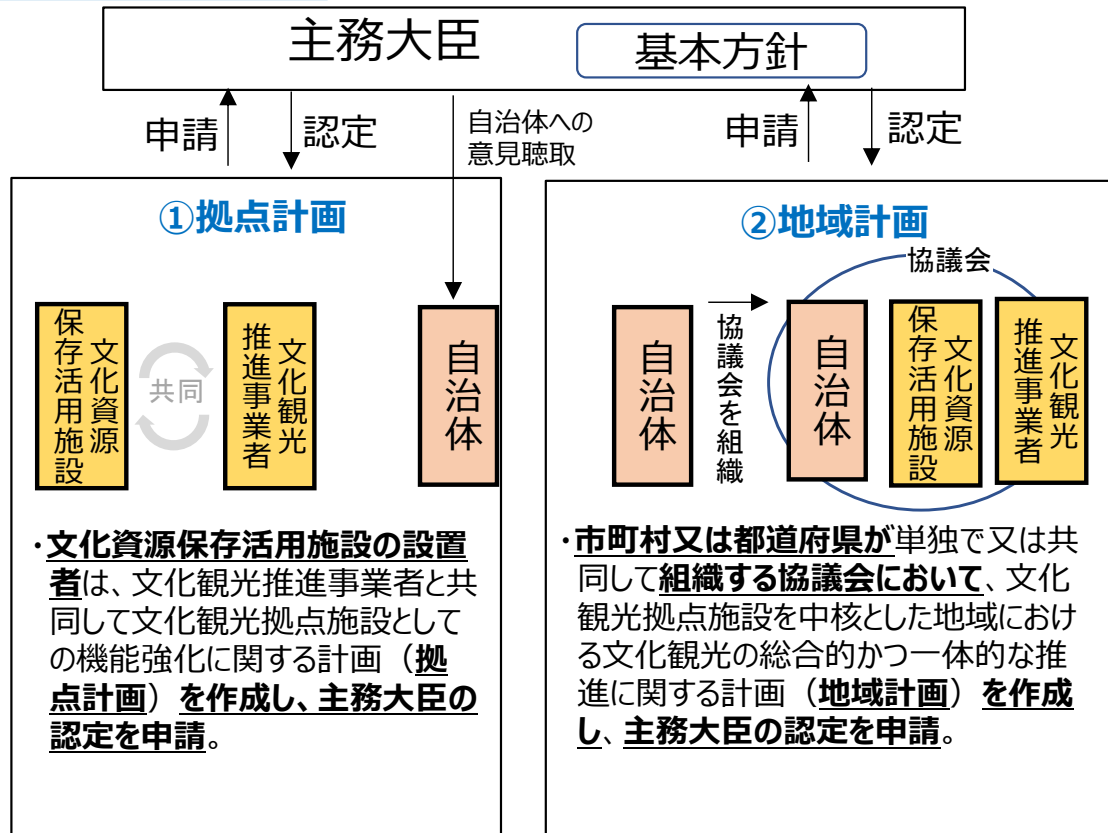


文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の概要

趣 旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

法のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等
文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等
文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う施設

認定による国等の支援

法律上の特例措置

- ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- ・文化財の登録の提案に関する特例措置
- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- ・（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 - ・令和6年度予算額：1,750百万円
 - ・積算件数：50件程度
 - ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2 / 3
 - ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究 ・鑑賞しやすい展示改修
- ・デジタル・アーカイブ化及び活用 ・専門人材確保

②理解を深めるのに資する取組

- ・展示品のわかりやすい解説及び多言語化
- ・情報通信技術の活用 ・ガイドツアー及び体験プログラムの実施

③利便の増進

- ・地域内の周遊バス借上 ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等）

④物品の販売提供、他施設との連携

⑤国内外への宣伝

文化拠点機能強化・文化観光推進プラン

(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業)

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1,750百万円
1,917百万円)



現状・課題

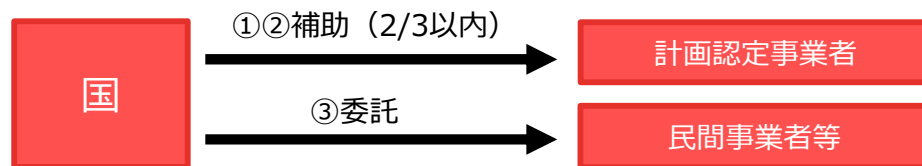
文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業内容

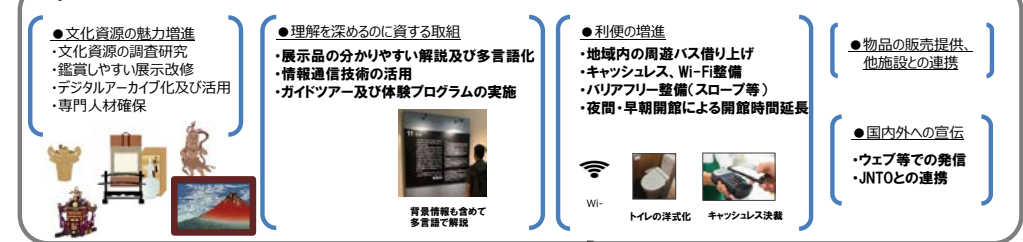
- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
- 16.0億円

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。(補助率2/3以内)
※60箇所程度

- ③計画の推進等のための支援
- 1.3億円
- 専門家の派遣、好事例の収集・分析、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。(委託)



拠点計画 (文化観光拠点施設) において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



事業実施期間 令和2年度～

アウトプット (活動目標)

文化観光推進事業者と連携して補助対象事業を実施する事業者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
45	50程度	60程度

短期アウトカム (成果目標)

認定計画で設定した国内来訪者数の目標を達成した計画数の割合

令和2年度 63% → 令和6年度 80%
(達成度78.8%)

長期アウトカム (成果目標)

認定計画で設定した来訪者満足度の目標を達成した計画数の割合

令和2年度 64.7% → 令和6年度 80%
(達成度80.9%)

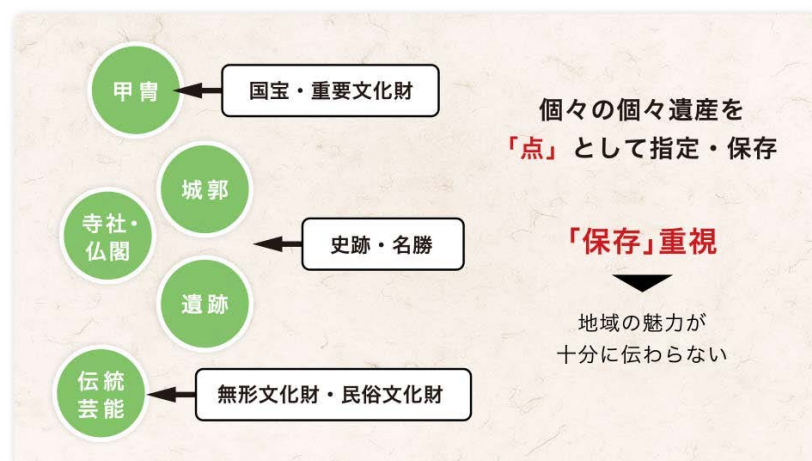
担当：文化庁参事官 (文化拠点担当)

概要

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定。ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図ることを目的とする。
- 日本遺産については、2020年度までに100件程度の認定を目指し、2020年6月の認定をもって104件。
認定件数は当面の間、100件程度とするこれまでの認定方針を堅持することとなっている。
- 令和3年度より、新たに「候補地域」、「総括評価・継続審査」の仕組みを導入。日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図っている。

日本遺産 (Japan Heritage)

従来の文化財行政



日本遺産



年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認定総数	18件 (24府県) <18件>	37件 (33府県) <19件>	54件 (40府県) <17件>	67件 (43道府県) <13件>	83件 (46道府県) <16件>	104件 (47都道府県) <21件>

※ <> 内は各年度ごとの認定数

現状・課題

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定。
- 日本遺産については、令和2年6月の認定をもって104件。認定件数は当面の間、100件程度とするこれまでの認定方針を堅持。
- 令和3年度より、「候補地域」、「総括評価」の仕組みを導入。「日本遺産」全体の底上げ、ブランド力の維持、強化を図っている。

事業内容

【日本遺産魅力向上事業】

● 日本遺産魅力増進事業

2.4億円

有識者委員会できりとめられた日本遺産の課題や改善事項を踏まえた事業例に基づき、地域への経済波及を踏まえた戦略立案、受入体制の構築など総合的に取り組み、日本遺産による地方創生のモデル地域の構築・横展開を図る。

件数・単価	1,500万円×11箇所	交付先	協議会、DMO等
-------	--------------	-----	----------

● 日本遺産魅力発信事業

1.3億円

認定地域における情報発信について、専門家によるブランディング戦略、広報活動ツールの作成、民間事業者とのコーディネート等、日本遺産を活用した情報発信モデルを構築するとともに、多様な媒体を活用し、日本遺産全体の広報・PRを行う。

件数・単価	600万円×5箇所	交付先	協議会、DMO等
-------	-----------	-----	----------

● 日本遺産ブランド力向上事業

2.3億円

JNTOと連携した海外プロモーションの強化による日本文化の発信・誘客促進、日本遺産ポータルサイト運営、日本遺産の日(2月13日)をはじめとした普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOへの出展等による認知度・ブランド力の向上を図る。

アウトプット (活動目標)

日本遺産を活用した魅力向上に資する
事業実施地域数
(年間15地域)

短期アウトカム (成果目標)

日本遺産を理解している人の割合
(認知数/回答数)
→令和7年度 50%

長期アウトカム (成果目標)

各日本遺産認定地域における観光入込客数の目標
を達成した地域の割合
(達成地域数/認定地域数)
令和3年度 11.6%
→目標値 80%

担当：参事官 (文化拠点担当)

日本遺産とは



【地域文化財総合活用推進事業】

● 地域文化財総合活用推進事業 (日本遺産等)

0.3億円

地域が、文化・伝統語るストーリー等を活用して、地域活性化や観光振興を推進する基盤的な取組に対して支援を実施。

- ・人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- ・普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- ・調査研究事業：旅行者 (訪問予定者) の嗜好性調査等

件数・単価	1,000万円×3箇所	交付先	候補地域
-------	-------------	-----	------

● 日本遺産ゲートウェイ機能強化事業

0.3億円

地域の文化財を展示・活用する日本遺産センター・博物館等において、ストーリー理解を促し、地域のゲートウェイとして、展示改善、ワークショップ・体験事業の実施、地域を周遊するための案内に係る整備等を支援。

件数・単価	1,000万円×3箇所 (補助率1/2)	交付先	協議会、博物館等
-------	-------------------------	-----	----------

事業目的・背景・課題

- 日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、訪日旅行者に日本文化への理解を促進していくことが、我が国文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のために極めて重要。
- 一方、訪日旅行者の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力を十分に伝えられない状況。
- このため、「日本遺産」や「世界文化遺産」など、訪日旅行者が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

事業内容

(16百万円×50件)

- ① **活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）**
 - ・ 日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財や世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の構成要素のガイダンス施設、便益施設（トイレ・休憩所等）、案内・解説設備等の整備
 - ・ 日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財等の歴史的建築物の活用促進整備（宿泊施設や体験施設等への改修・撤去）、拠点施設の機能強化
 - ・ 日本遺産ストーリーの体験の磨き上げ（Web・映像資料の作成及び多言語化等）
 - ② **構成文化財魅力向上事業（日本遺産）**
 - ・ 日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財である建造物や美術工芸品を対象に、その外観等を健全で美しい状態に回復するための工事や、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を実施
- ※ ①、②ともに「高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費」及び「国宝重要文化財等保存・活用事業費」に係るものを除く。

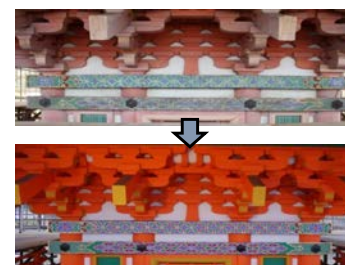
事業イメージ



休憩所兼トイレの整備



拠点施設における機能強化



彩色の剥離・剥落した部分の補筆、漆塗部分の漆が



ストーリーの解説のための多言語Webページの整

事業スキーム

- ・ **事業形態**：直轄補助事業（補助率 1/2（事業者の財政状況等により最大2/3まで高上げ））
- ・ **補助対象**：①地方公共団体、協議会等 ②日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財の所有者等
- ・ **事業期間**：令和6年度～